

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（５）			
日 時	平成 23 年 10 月 6 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 7 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	佐々木（茂）委員長、秋元副委員長、成田（祐）・川畑・松田・ 酒井・濱本・佐々木（秩）・中島各委員		
説 明 員	市長、菊池監査委員、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・ 産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局経営管理各部長、水道局・総務部・産業港湾部・生活環境部・ 建設部・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （成田（晃）監査委員 欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、濱本委員、佐々木秩委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

吹田委員が成田祐樹委員に、高橋委員が松田委員に、斎藤博行委員が佐々木秩委員に、新谷委員が中島委員に、山田委員が酒井委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

---

○佐々木（秩）委員

◎小・中学校の図書整備費について

まず一つ目は、教育費について質問させていただきます。

小樽市財政部から出ております小樽市の財政の中からですが、29ページ5の目的別経費状況調を見せていただきました。その中に人口1人当たりの額で小樽から室蘭までの10市の平均が出ておりますが、その中で小樽市の教育費の総額に占める割合が5.7パーセント、1人当たり2万5,353円というふうに出ております。このところの欄でほかの都市に比べてこのパーセンテージ、それから1人当たりの額も非常に突出してずいぶん低いように思われます。10市平均と比べましても相当低いというふうになっておりますが、なぜ小樽市はこれだけ教育費の占める割合が低いのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それと、それに比較して民生費、衛生費の占める割合がほかの都市に比べて高くなってはおりますが、その理由もお聞かせいただければと思えます。

○（財政）財政課長

教育費予算についてでございますが、確かに他市と比較いたしますと、本市の教育費予算は低いというふうになるかと思えます。

その直接的な要因につきましては、他市の教育費の内容がわかりませんので、その比較として確かなことは申し上げられませんが、例えばその年度による小・中学校の学校耐震化や大規模改修事業といった大型工事の実施の有無なども関係しているのではないかと考えております。

また、総じて申し上げますと、本市の財政構造、歳出状況につきましては、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費の占める割合が高いという傾向がございますことから、いわゆる政策的経費に回すだけの財源が少ないという形になりますので、そういった中で教育費の占める割合も低くなっているのではないかと考えております。

なお、民生費や衛生費の割合がトップクラスになっていること等についてでございますけれども、民生費では生活保護費などの扶助費が多く占めているということもありまして、景気の低迷による低所得化や高齢化の進行による影響が考えられるのではないかとと思えます。

さらに、衛生費の占める割合が高いことにつきましては、市立の保健所を有しているということ、それから病院事業への繰出金や北しりべし廃棄物処理広域連合負担金などが関係しているのではないかとというふうに考えております。

○佐々木（秩）委員

義務的経費の割合が高く政策的経費の割合が低いと。政策的経費の部分というのが、小樽市の言い方で言えば、

自由度のきく部分だと思われまますけれども、ということは、ここのこの政策的経費の使い方というのは、市や市長の判断、それからその市が目指す方向性次第で決まってくるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○（財政）財政課長

基本的には、そういうことでよろしいかと思ます。

○佐々木（秩）委員

今のこの数字は人口 1 人当たりということですので、教育費の中にきっと社会教育費なども含まれ、そこに大人の分も入っているというふうに考えられますけれども、そこのところから社会教育費などそういう部分を除いて純粋に小学校費、中学校費、児童・生徒の数で割った児童・生徒 1 人当たりの額を他都市と比べるとということはどうでしょうか。もしそういう数値があれば教えていただきたいと思ます。

○（教育）総務管理課長

他都市との比較でございますが、平成23年 3 月 1 日、帯広市が各市に照会をかけたものがありまして、23年度の予算というような形で示されております。ただ、全道的な調査はこれしか今手元がないので、これに基づいて参考までに申し上げます。

小樽市の場合は、児童 1 人当たり小学校費 9 万 9,896 円、生徒 1 人当たり中学校費 10 万 2,578 円、これが全道的な比較としますと、1 番が割り返してみますと、その表の中では函館市が児童 1 人当たりの額としましては 20 万 288 円、生徒の部分で言いますと 24 万 9,724 円となっていて、全体的な順位を申し上げるべきではないかなと思うのですけれども、参考程度に申し上げますと、帯広、札幌、函館、小樽、旭川、釧路、北見、苫小牧、江別各市の中で言いますと、位置づけとしては 7 番目に位置づけされているというふうに押さえております。

○佐々木（秩）委員

今、お聞きしますと、小学校、中学校とも函館市のおよそ 2 分の 1 以下の教育費の中で、小樽市の子供たちは教育をされているということになると思うのですけれども、特にその教育費の中で、いろいろなお金の使い道があると思ますが、他都市と比べて割的に弱いというのですか、低いというのですか、そういう部分というのはどこになりますか。

○（教育）総務管理課長

他都市と比べて割的に弱い部分でございますが、学校図書館図書で、これについて全国学校図書協議会というところがござります。そこで調べた金額で言いますと、小樽市の場合で言いますと 350 万円、毎年小・中学校に予算づけしております。それを小学校 27 校で割りますと、1 校当たり小樽市の場合は 12 万 9,630 円、中学校 14 校で割りますと 25 万円というふうになっています。これで札幌市の例をとりますと、1 校当たり小学校の場合 73 万 7,000 円ぐらいです。それから、中学校の場合は 174 万円ぐらいです。それで、少ない部分の例えば帯広市で言いますと、少し似ているのですが、小学校の場合は 9 万 2,308 円、中学校の場合は 11 万 4,286 円となっております。大体十五、六万円台が平均ぐらいかというふうに押さえております。

○佐々木（秩）委員

学校図書ぐらいですか。それ以外はどうですか。

○（教育）総務管理課長

理科教育等振興設備費の備品関係も若干金額は少ないと思ます。

○佐々木（秩）委員

その中で、今話の出ました学校図書館の図書整備費の部分ですけれども、2010 年度については交付金がついているようですが、この交付金は全額図書の購入に使われましたか。

○（教育）総務管理課長

図書整備について交付金の件なのでござりますが、これは住民生活に光をそそぐ交付金ということで、小・中学

校合わせて400万円、平成22年度に交付されました。これについては全額執行しております。また、各学校に350万円配当していますが、その学校図書だけに特化というか、絞りますと、全額執行している状態になっています。

**○佐々木（秩）委員**

新学校図書館整備5か年計画が平成19年度から今年度まであって、地方交付税で措置がされていますけれども、この部分については、どういうふうになっているのでしょうか。

**○（教育）総務管理課長**

毎年ここ数年350万円ということで小・中学校に来ておりまして、地方交付税的に言いますと、やはり若干こちらのほうに回ってくる金額はどうか、固定されておりますので、少ないのかなというふうに思っております。

**○佐々木（秩）委員**

地方交付税で一括で来ておりますので、きっとこの部分については図書の購入に全額は使われているわけではないということはわかりました。

小・中学校の図書室に行きますと、本の冊数はあっても、見ると図鑑や辞典などで非常に古いものがそのまま置かれていて。たぶんその蔵書の中には、もう実際には使えないものも並べて、その蔵書数の中に入っている状況があります。そういうものも図書の更新費用にも新しく買う分だけではなくて、その更新のためにもこういう予算が使われるべきだと考えます。

先ほど小・中学校の1校当たりの額を若干出していただきましたけれども、私の調べたところによりますと、2009年の小樽市の分が先ほど話のあったとおり、小学校が12万9,630円、中学校が25万円、これは全国学校図書館協議会の調べだそうですが、このところで全道の25市の平均額を出しますと、小学校が29万1,405円、それから中学校は43万5,184円というふうに、この平均だけ見ても、小樽市の倍。さらに、全国平均も出ておりました。全国平均は小学校は37万3,000円、中学校は52万1,000円というふうに、これも小学校についてはおよそ3倍、中学校は2倍という額が全国の平均です。その分しか小樽市の学校の図書室にはかかっていないということがわかると思います。

さらに調べさせていただきました。文部科学省が先ほどの交付金をつける際に、学校図書館の図書標準というのを設定しているのです。生徒数や学級数に応じてその蔵書数の基準を設定した中で見ました。学校に蔵書、本の冊数が100パーセントそろっている達成率を見ましたら、全国は小学校は50.6パーセントで、まだ全国的にはおよそ半分の学校しか100パーセントそろっている学校はない。さらに、中学校は42.7パーセント。さて小樽市はどうかといいますと、小学校は7.4パーセントの学校、およそ2校です。二十何校のうち2校しかそれを達成していない。さらに中学校は21.4パーセント、3校でした。そういう状況に、小樽市の例えば学校図書館についての数字が出ておりますけれども、ここで指導室長にお伺いしたいのですけれども、学校図書館のそういう整備・充実と、子供の読書意欲や習慣、それとおおよそ学力という言葉は非常に定義が難しいのですけれども、子供の学力との関係についてお願いします。

**○（教育）指導室長**

まず、学校図書館の整備と子供たちの学力の関係ということですが、具体的な分析というのはございませんが、ただ子供たちの読書の意欲や習慣につきましては委員も御存じのように、全国学力・学習状況調査の中でクロス集計としてその達成率、正答率と読書量との関係が示されております。それを見ますと、明らかに正答率の高い子供たちは読書量が多いというような結果は導き出されております。このことにつきましては、本市においても教育委員会のさまざまな施策の中でも、研修授業を取り入れたり、また朝の読書活動として各学校に取り組んでいただいたり、また実際に私どもから家庭に読書週間の啓発ということで資料をお配りさせていただいたり、さまざま取り組んでいるところですが、確かに読書をするということと学力の関係というものはある一定の関係があるものと、私どもは認識しております。

### ○佐々木（秩）委員

本当に読み書き計算というのが基礎学力と言われております。その中での読解力というものは非常に大事だと思いますし、文字が読めるというそういう単純なことだけでなく、その言葉から何を感じるのかという情操面といえますか、感性の部分というのが非常に読書によって育てられる。数学の問題を1問解くのもの、その文章が読み解けなければ解けないわけですから、そういう部分ではこの力というのは本当に底辺にある大事なことでありうというふうに思います。

今全国学力・学習状況調査のお話が出ましたけれども、その結果、北海道、それからとりわけ小樽市の子供たちの学力が劣るのだという論議があります。その原因が本当に教員の能力、資質、それから力量不足、さらに家庭の教育力が低下しているのだということ、子供に直接かかわる部分、直接にかかわる人たち、そういう人的な要素にあるのだというふうな意見がよく聞かれるのですけれども、学力という言葉の定義が難しいのと同様に、その原因は何かそういうだれかのせいだというふうに押しつけるような単純なものではないだろうというふうには以前から私も思っていたわけですが、教育長にお聞きしたいのですけれども、こうやって見ていきまして、この小樽市の教育費の特徴と全国学力・学習状況調査の結果の関係について、どのようにお考えになられるでしょうか。

### ○教育長

大変大きな難しい問題でございます。大変答えるのが難しいですけれども、まず小樽市の教育費の特徴という意味で答えますと、平成18年度から小樽市が財政の健全化期間中ということがまず前提にあり、その前提の中で次年度の予算を要求するに当たっては、あくまでも前年度予算原型をベースに予算要求をしていくという予算作業がたぶん繰り返されていたのだらうというふうに思います。そういう意味で、学力・学習状況調査で読解力の問題、表現力の問題、また算数、数学で言えば応用力の問題、そういった課題が見つけれられて、それらには、例えば研修でありますとか、それから家庭向けのパンフレットでありますとか、そういう既存予算の中で工夫しながら、そういう課題に向けて取り組んできていたのだらうというふうに考えております。

来年度に向けては、こういう厳しい財政状況でございますけれども、単に委員が御指摘のとおり、そういう人的な問題だけではなくて、いわゆる教育環境という問題で言えば、備品の整備の問題でありますとか、それから研究費の問題でありますとか、さまざまな課題がございますので、私とすれば、選択と集中という観点に立って、来年度の予算獲得に向けて努力してまいりたいというふうに考えています。

### ○佐々木（秩）委員

まさに私がお願いしたかったところはそこですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に厳しい財政の中で行われているということは十分わかった上でお聞きしているのです、学校の教員をはじめ、家庭の保護者の皆さんも子供の教育については本当に努力をしたり、それなりの配慮をしていただくということは当然なことだと思いますので、それもあってこそだと思っております。

### ◎教育環境整備の予算配分について

その上で、今、教育環境整備の話が出ましたので、少し学校現場での話をさせていただきたいと思っておりますけれども、学校の現場では、小学校費、中学校費、それぞれ学校管理費と教育振興費というふうにありますして、それがそれぞれの学校に配当予算として配られます。非常にその配当予算が厳しい中で、どういふ状況かといいますと、以前は市教委で一括購入をしていただいて各校に配付されていたもの、例えば新入生が入ってきて足りなくなった、後で追加で買ういすや机、そういう新しいものを買うときには、市教委から直接いただいていたものが、今は新しいものは学校の配当予算の中で買ってくださいというふうに言われているそうです。

さらに、体育の授業で生徒が使う準教科書に当たる図解というスポーツのルールなどが載っている教科書に載っていない部分なのですが、そういう本を買うのも以前は市教委で一括して買っていたものが、学校に配られている配当予算の中で買えということになりまして、その分だけそれ以外の配当予算で買わなければならない

部分の予算が非常に縮んだ状態になって、強烈にその部分を圧迫しているという現状にあって、事務の方をはじめ、非常に苦勞して使っているという状況にあるそうです。

さらに、生徒用のコンピュータが学校に入ります。しかし、その入るコンピュータは例えば美術の授業でコンピュータを使ってCGの授業をやりたいといっても、そのための専門のソフトが30台分入っているかというところに入ってこないのでは使えないというような話等も聞こえてきます。

さらには、総合学習で市内に生徒が研修に出ますが、その際に研修費や体験費、交通費がかかります。それが結局家庭からの持ち出し、自腹で行われるというような状況もあって、今の状況ですから、グループをつくったときに1人の子供がそこに行くのはなかなか厳しいというところ、そのグループ全員がそこへ出かけていけないというふうなこともあって、非常に制限された中で行われているというようなこともあるのではというお話がありました。各学校が苦勞して厳しい中で行っているという状況については、どのような御感想をお持ちでしょうか。

#### ○（教育）総務管理課長

現在の学校現場の状況なのですが、不足した机・いす、以前はうちの管理予算で買っておりました。ただ、最近、児童・生徒数が少なくなっておりますので、昨年度いすについては交付金事業で、小学校の場合は1,500脚、449万4,000円、それから中学校につきましては1,000脚で297万1,500円執行しております。実際は、平成21年度に各学校にいすの部分で修理しますということで調査したのですが、実際に予算がついて執行段階で、またさらに各学校から要求が上がってきて、その分は取り残しております。机につきましては、毎年予算の執行状況を見まして、天板を各学校要求があれば10枚、20枚というような形で配付して直しております。

あと体育の授業に使う準教科書につきましては、本年度、それまで学校管理費でとっていたのですが、学校管理費の予算に余裕がなくなりましたので、教育振興費の中でやっていただいております。準教科書一式ということで、各学校それぞれの新中学1年生の生徒数に応じて買わなければならないのですが、本年度については教育振興費の配当予算の中でやっていただきたいというようなことでお願いしております。これにつきましては、来年度以降につきましては、取り置きというか、図解については予算を生徒の人数に応じて各校に配付したいというふうにご考えております。

それから、コンピュータソフトとか実習のための備品ということでございますが、平成21年度の予算でコンピュータを整備したときがあるのですが、その部分で各学校のどういったパソコンの機種にしたいかとか、どういったソフトが欲しいかということ、プロジェクターとかプリンターとかそういう要望を受けまして、画像編集ソフトにつきましてはフォトショップエレメントというのを、中学校だけなのですが、各校に入れております。何かウィンドウズ7が主流ということで、マック関係のソフトに関してはちょっと御遠慮いただいているという状況でございます。

#### ○（教育）学校教育課長

総合学習の時間の児童・生徒、保護者の自腹の関係でございますけれども、校外学習につきましては、毎年校外学習事業費ということで予算を計上してございまして、その予算につきましては、各学校に配分をする状況でございます。この中には学校の観劇ですとか、それからスキー学習の授業ですとか、それから今言った施設見学とか、そういったものまで使われているものでございますけれども、これについては毎年一定程度の予算を配分しておりますので、現状ではこれ以上の部分はちょっと厳しいというふうには考えてございます。

#### ○佐々木（秩）委員

これからもその辺のところをなるべく手厚くしていただきたいと思っております。

今、最後のところの校外学習のお金を配っているということですが、全部そういうのは、今出ていたようないろいろな観劇などのときにも使われてしまって、実際まだそれ以外にも総合学習は授業時数としてあるので、そういう部分では実際グループ学習や何かをするときにはもうないのですね。

◎教育費の不用額について

今、聞きまして、学校の中でも例えば配当予算にしわ寄せが行くという状況が大変わかりましたが、努力もしていただいているということもわかったのですけれども、今そこで出ました小・中学校の教育振興費のことについて、この2010年度の分については小・中学校合わせて3億800万円あって、このうち、不用額が合わせて880万円出ております。それほど残してどうしてこれほど足りないと言っているのか少し不思議に思ったのですが、この880万円の不用額というのはどういう内訳なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（教育）総務管理課長

不用額の内訳でございますが、小学校費につきましては、介護員の中途退職による減ということで63万円、それから教科用図書等購入費ということで41万円程度、それから理科振興の補助金の減による事業費の減というものがありまして、これが150万円ほどあります。あと備品購入の節減ということで100万円程度でございます。それから中学校につきましては、一番の大きいところとしましては、就学援助費の学用品支給人数の減ということで183万円、それからバス通学助成事業ということで、通学助成中の申請の減ということで135万円程度不用額として出ております。大体大きなところで880万円の内訳は以上でございます。

○佐々木（秩）委員

ということは、今聞いた不用額の内訳で、学校の配当予算が戻ってきて不用額になって戻ったというわけではないというふうに聞いてよろしいでしょうか。

○（教育）総務管理課長

そのとおりです。ほぼ学校につきましては、90パーセント後半の執行率になっております。

◎教育費の市長の考えについて

○佐々木（秩）委員

最後に市長にお聞きしたいのですが、6月22日の学校適正配置等調査特別委員会で私が質問させていただいたところ、学力の向上はお金をかけてもするべきだというふうに御答弁をいただいておりますけれども、今ここまでのこの教育費のあり方について、最初のところで政策的な経費については市及び市長のお考えによるということなのですけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○市長

将来の小樽を担っていただかなければいけない児童・生徒の教育はやはり大事にしていかなければいけないだろうというふうに思っておりますし、そういった中で学力の向上であり、あるいは体力の向上であり、そういったことについて、ソフト、ハード両面から先ほど教育長から答弁をさせていただきましたけれども、教育環境をしっかりとした形をつくっていかねばいけないだろうというふうに思っております。そのためには、児童・生徒が安心して安全に学べるような状況も含めて取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○佐々木（秩）委員

どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。学力ということで話をしていましたが、私は全国学力・学習状況調査の結果が小樽の子供たちの学力のすべてを表しているというふうには思っておりません。そういうことも含めて、基礎基本の学力は大事な要素であるということは間違いはありませんので、そういうところも含めて、今、市長から安全安心も含めてということで御答弁いただきまして、大変力強く思いますので、これからもよろしく願いします。教育長もよろしく願いいたします。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田（祐）委員

財政について、財政の概況を基にしなが、あまり細かい話でなくて、大枠の話で質問したいと思います。

◎地方交付税の増額分について

6 ページの地方交付税の推移の部分なのですが、地方交付税が増えている部分に関しまして、この増えた部分というのは、政権交代が起こってから現政権によるものが非常に大きいというふうに思われます。その部分で、この増額分という部分は必ずしもただこれが増えている、増えたまま継続していくというわけではないと思うのです。今の政権がいつ転覆するかわからないと。そうなったときに、増額分がどうなるのかといった話も出てくるわけで、この増額分という部分の取扱い、いわゆるこうやってぼこっと浮いてしまった部分を小樽市は一体どのように運用していくのか、この部分の増額分を充てていくのか、どういった部分に使うのかというところをお聞かせ願いますでしょうか。

○（財政）財政課長

確かに地方交付税の依存度が高いという本市の財政構造をかんがみますと、やはり平成20年度以降、実質的な地方交付税が増加傾向に転じたということが収支改善の大きな要因であったのではないかと考えております。

しかしながら、本年度の実質的な地方交付税につきましては、国勢調査による人口の減少などが反映されたこともありまして、何とか予算額は確保できたものの、平成22年度というのは減少しております。また、国は地方の一般財源総額については、今後数年間同水準を確保すると言っておりますけれども、地方交付税の大幅な増加については期待できないのではないかとこのように考えております。

このような状況を考えますと、本年度の一般会計当初予算におきましても、収支均衡予算を編成するための財源対策として8億8,000万円の他会計借入金予算計上しているような本市の財政状況下におきましては、今後よほど大幅な地方交付税の増額がない限り、ほかの事業に回すだけの財源の捻出は相当困難な状況になるのではないかとこのように考えております。

○成田（祐）委員

それは一言で言うと、今この機を機会にしっかり財政再建を行っていく、いわゆる借金を返していくというような方針をとっていくということで間違いはないでしょうか。

○（財政）財政課長

確かに大幅に増収が見込めないということになれば、歳入の増がなければ歳出の減で収支のバランスを図るということは当然のことであろうというふうに考えております。

○成田（祐）委員

その分で、前定例会の予算特別委員会で、収支が黒字であっても財政再建路線に転換すると、前の財政部長の答弁があったのですが、今回、平成22年度決算の元金償還額については、この12ページ、ここ近年では大幅な変化はなく、毎年110億円程度で推移しているのですが、元金の償還額が特段変わらないという部分について、今後もずっと年間110億円前後でこの償還額を推移させていくのかというところについてお伺いできますか。

○（財政）財政課長

市債の償還額についてであります。本市における今後の過疎化や高齢化の進行状況を考えますと、将来世代に負担となる起債の借入れは、現在のレベルを著しく超えることなく、なるべく抑制する方向で考えるべきと思いますが、本市におきましては、今後数年間にわたって新市立病院の統合新築工事、それから新学校給食共同調理場の建設、それから小・中学校の耐震化や大規模改修、そういった既に決まってしまう大型建設事業が三つありますことから、その他の事業につきましては、後年度に集中して市債の償還に係る財政負担が生じることのないように、そのことを念頭に置きながら、毎年度検討していかなければならないというふうに考えております。

○成田（祐）委員

◎今後の元利償還額について

それに関連して一つ追加でお伺いしたいのですが、前のページに戻って11ページの今後の元利償還額の部分について、平成23年度以降の新たに借り入れる市債の元利償還額は、ここに含まれていないというふうに出ています。そのような中で、病院を新たに起債をして建てた場合の元利償還額というのは、32年度までどのような算出をされているのか、加えた金額というのをお示しいただけますか。

○（財政）柴田主幹

今後の元利償還額の推移についてでございます。財政の概況11ページ下段のところにあります表につきましては、今委員からお話が合ったとおり、平成22年度までの借入れということで推計をしております。23年度以降の借入額については考慮していない状況にあります。

その中で、病院建設に係る起債の償還額につきましては、本年6月21日、市立病院調査特別委員会で基本設計で算定した事業費に基づく試算ということで元利償還額が示されております。この額につきましては、各年度の数字を申し上げますと、24年度200万円、25年度8,400万円、26年度1億7,100万円、27年度3億3,600万円、28年度6億600万円、29年度6億6,200万円、30年度が9億2,100万円、31年度が9億2,600万円、32年度6億7,100万円ということになっております。

全会計の元利償還額の合計額ということになりますと、この額を先ほどの今後の元利償還額に加えていくこととなります。それで見ますと、病院事業の元利償還額のピークとなる30年度でも81億4,500万円、31年度では68億4,100万円程度になるというふうに見ております。

いずれにしても、現在の見込みといたしましては、全体としては元利償還額は減少傾向になるというふうには見ております。

○成田（祐）委員

そのような中で、いろいろ予定どおり収入があって支出も予定どおりでどんどん返していけるという話であれば、何ら問題はないのですが、いかんせんさまざまな状況の中で、不用意な支出というのは当然出てきてしまうわけなのです。

そのような中で、とりあえず今回何を聞きたいかということ、いわゆる緊縮財政によって財政再建を図るというのは、一つの方法であるとして、当然認められるというか、借金したものを返すというのは極めて当たり前の話ではあると思うのですが、その一方で前回も話しましたが、市民から要望されているサービスというのをどの程度まで反映させるのかという部分が、どうしてもやはり必要だと思うのです。その部分で、全部が全部もう借金を返すという方向になっていくのか、それともどの程度市民サービスをやっていながら、今まであったサービスをまた継続させる、若しくは新たなサービスをやる、今一時的に行っていないサービスを再開させる、そういった話が必ず出てくると思うのです。そこが理解されなければ、いつまでたっても市は動かないではないかと、そういうふうにとただ借金を返していくといっても、市民からすると、どの程度返してやっているのかというのがやはり大きくわからないわけなのです。

その部分で、1点お伺いしたいのが、その中の一つで、総合計画に出されている平成25年度までの計画の中で、現在進行が遅れている科目、若しくは明らかに遅れが見えそうな計画があれば、それについて説明していただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

総合計画で位置づけられている事業のうち、進行が遅れている事業ということでございますが、平成21年度から25年度までを計画期間とする前期の実施計画は、33の施策に沿って基本計画を達成するための事業を盛り込んでいます。計画の内容としては、予定年度と事業費を記載しております。これらの登載事業の進捗状況としましては、

各年度において事業費の変動などがございますが、全く事業に着手していないなどの現時点で明らかに進行が遅れているなどの事業はないものと把握してございます。

**○成田（祐）委員**

ではお伺いしますと、平成25年度までに新・市民プールの計画というのは実施できるというふうに関心されてしまっているのですが、それについては25年度までに実施できるような財政状況であるのかどうかという部分も含めましてお答えいただけますでしょうか。

**○（総務）企画政策室佐藤主幹**

現時点では実施計画は先進地の事例調査、それから基本設計、それから実施設計というふうに関心されて平成23年度から25年度までの計画として掲載してございます。ですから、新・市民プールにつきましては、前期実施計画に沿って、今、今回の議会で議論にもなっておりますが、場所等の選定を含めて検討している最中なので、この実施計画に沿って計画を実施していきたいというふうには考えてございます。

**○成田（祐）委員**

なぜ申し上げるかという、明らかにこの一つだけはこのまま行くと、次の第4回定例会で出てくるのであれば、全然話としては間に合う話というふうには思うのですが、平成25年度までに建物が建つと、すんなりと入札して、25年度までにできると、どうしても思えないわけなのです。そのような中で、いろいろどこの土地をとるか、どこの土地にプールを建てるかという話になってくると思うのです。そのような中で学校の跡地に建てるのがいいのか、さまざまな考えがあると思うのですが、ただ、少なくとも現段階で市民に対しては、どこに建てるかという計画は全く示されていないわけですよね。少なくとも本当にもしここでしっかり費用がつけられていけば、どこか一般にある土地を計画上買って、そこにプールを建てるというのが本来のやり方であると思いますし、そのような中で、いまいっただけの計画として遅れてしまっていると。では、何を今お伺いしたいかという、この財政再建が行われている一方で、実際遅れが出てしまいそうな現状計画があると。そのような中で、財政再建の優先と市民から出されている要望、一体どういうふうに関心順位をとっていくのかという部分について、御説明いただけますでしょうか。

**○（財政）財政課長**

優先順位についてですが、確かに一般会計におきましては、累積赤字の解消の2年前倒しをしたということですが、他会計からの借入金を考えますと、まだ実質的にはいまだ財政再建の途上にあるものと考えております。ですから、それぞれ今後立てていきます財政健全化計画でありますとか、毎年度の予算編成の中で選択と集中という視点の中で、優先順位を決めていきたいというふうに関心しております。

**○成田（祐）委員**

例えば、今回のプールの計画であれば、学校の統廃合があってその跡地に建てるのであれば、もしかしたらそれが一番費用がかからず最もよい方法かもしれないです。ただ、その中で、結局、市民が日ごろ何を疑問に思っているかという、常に財政再建、財政が苦しいという言葉ですべてを片づけられてしまって、新たなサービスの提供や、若しくは今要望されているサービスの提供、継続といったものを、一体どのラインで新たに行っていくかという部分がわからないということです。それこそある程度元金償還して、ここまで圧縮したらやりますとか、各年度の元金償還額の負担割合がこのぐらいまで減ったら新たな事業を着手できますとか、そういった部分のラインが全くわからないのです。一体どこでその見極めをするのか、新たな市民の要望にこたえるためには、一体どういった財政状況になれば、そういった要望を受け入れていただけるのかというラインをお示しいただけますか。

**○（財政）財政課長**

なかなか難しい問題でございますけれども、ただいまも申し上げましたが、本市の財政は実質的にはいまだ財政再建の途上にあるものと認識しておりまして、今後の財政需要に柔軟に対応していくためには、年度間の財政調整

のための財政調整基金の活用を図るなどしながら、単年度黒字を維持しつつ、他会計からの借入残高を少しずつ減らしていくことが必要であるというふうに考えております。

そのような現状をかんがみますと、他会計からの新たな借入れによらずに、歳入と歳出のバランスがとれる、収支均衡予算を組めるようになった段階が、一つの判断の時期、委員が言われるところのラインになってくるのではないかというふうに考えております。財政の健全化と市民サービスの維持向上を両立させることは大変な困難を伴うものと考えますけれども、全庁を挙げて知恵を出し合い、何としてもなし遂げなければならない大きな課題であるというふうに考えております。

#### ○成田（祐）委員

その部分について、ほかから借りなくて、新たな借入れをしなくて済むという部分について、ある程度この年度ぐらいいまでいくと、そういったところの不安な部分が解消されるというめどというのは、幾分かつけられてはいるのでしょうか。このままずっと、借りて返してを続けていくのか、その辺も含めて少しだけ御説明いただけますか。

#### ○（財政）財政課長

今の段階では、いつとは明確には申し上げられませんが、いずれにしても既に他会計からの借入れとそれから基金からの借入れ、合わせて50億円を超えているという状況にありますから、できるだけ早くこういった借入れについては解消を図っていかねばならないというふうに思っておりますので、今年度も8億8,000万円、既に予算計上しておりますが、そういったものも今後の年度を通した収支の状況を見まして、できるだけ圧縮を図っていく。来年度の予算を組んでいく中で、どのくらいの借入れが必要になってくるのかといったことも判断しながら、できるだけ早期に新たな借入れについては行わないという方向で検討していきたいというふうに思っております。

#### ○成田（祐）委員

具体的な年度は聞けないですけれども、結局は政権が変わって交付税がなくなったら、ではどうなのだとか、若しくは他会計の部分で少し大きな負担が出てしまった場合に、ではどうなのだという部分で、たぶん年度ごとで見えない部分があると思うのですけれども、少なくとも交付税の部分は、これは政権次第ですからどうなるかわからないですけれども、他会計の部分でそういった影響が出る分があるのであれば、ぜひその部分は改めて努力してくださいと遠回しに言いまして、この部分については終わりたいと思います。

簡単に決算説明書からあと3点だけお伺いしたいと思います。

#### ◎緊急雇用創出事業の余剰金について

104ページ、105ページの部分の緊急雇用創出事業において、各事業において余剰金が結構出ています。この余剰金が出てしまった理由についてお伺いできますでしょうか。

#### ○（産業港湾）商業労政課長

緊急雇用創出事業の各事業の余剰金ということでお尋ねですけれども、この事業自体が事業完了後に道からそれぞれの事業費として交付していただきますので、余剰金といいますか、そのお金が市に余ったわけではなくて、あくまでも予算額と決算額の差ということで答弁させていただきますが、予算要求する際に、各事業で業者に見積りをとったりして予算をつくりますけれども、実際に実施したときの入札などによる差金ですとか、細かい話をしますと、例えば雇う方がどなたを雇うかわかりませんので、通勤手当も満度で見ている、実際に雇ったけれども、通勤手当がかからなかったりということもありますし、あるいは途中で退職された方の補充によって、またハローワークを通して追加募集する中で、雇用をする期間が短くなることによって人件費がかからなくなるということもございますし、緊急雇用の中で人材育成につきましても、例えば1回目の募集で定員に満たなかったということで、また追加で募集をかけますけれども、その追加募集した方の雇用期間が短くなる、そういったことによりまして、差金が生じるといったことが要因として挙げられます。

○成田（祐）委員

1 点だけ簡単にお伺いしたかったのですけれども、その部分で例えば失業者、いわゆる雇用を求めている側とこちら側からつくった創出事業についてのミスマッチというか、人数が合わなかったとか、若しくはそういった部分で今回の余剰が出たという部分は全くなかったという感じですか。その部分はどのように解釈されているのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

例えば人材育成でいきますと、介護雇用のプログラム推進事業というのがございまして、最終的には26名の方を採用して、それに対して応募が96名ありました。なぜそこで1回目の募集で定員に満たなかったかということになりますけれども、この事業に対して幾つもの事業所が参加してございまして、その事業所が同時に募集することによって、一部の事業所に偏ったりして、1回目の募集で応募がなかった事業所もございます。2回目にまたその応募がなかったところが追加で募集をするということで、それに対してまた応募が来るという形で、決してニーズがなかったということではなくて、実際には96名応募があったということですので、そういった部分でのニーズがないということでのミスマッチというのはなかったものというふうに考えてございます。

○成田（祐）委員

◎これからのロシアとの連携について

114ページでの地域経済活性化等推進資金基金の繰入れについてなのですが、この部分において、今、港湾やそういった海外との連携の部分について、いろいろ若干ここから繰入金があるわけなのですが、そのような中で、今、小樽市においては石狩湾新港の部分のLNGの発電所といった話が出てきています。このLNGをどこから持ってくるかという話になってくると思うのですが、やはり可能性として高いのは、自分としてもロシアからというふうに考えているわけです。まだ実際どこが仕入れるのかとか、北ガスと連携するという話であるとか、話が確定していないという部分がありますが、この地域経済活性化の繰入金の部分について、現在、東アジア圏の観光誘致の部分について補助金がおいておりますけれども、今後もし石狩湾新港の部分、発電所等の関連を考えるのであれば、やはり今以前あったロシアとの連携という部分を、少しでも復活させるべきではないかというふうに考えるわけなのです。

以前にもロシアとの航路がありましたけれども、もしこれでエネルギーという部分でロシアとのつながり、若しくはサハリンとのつながりができるのであれば、当然ながらそれをどんどん推進していくというのは、小樽だけに限らず北海道全体にとって非常に大きなメリットがあると思うとともに、当然ながらそのエネルギーだけくださいという話ではなくて、人の行き来というのも必ずできてくると思うのです。では、そうなったときに、現状ではロシアとのつながりというのは非常に薄れていますが、今後、小樽の経済とそういった部分を発展させるためには、いかんせんやはりこういった部分の基金の繰入れのシフト、また海外、ロシアとの連携というのを改めて考えていくべきではないかと思うのですが、それについて見解をお聞かせ願います。

○（産業港湾）商業労政課長

今、委員がおっしゃった発電所、LNGの関係についてこの地域活性化基金を使って事業展開できないかというようなことで、私から答弁させていただきますけれども、基金の設置目的というのが、今おっしゃった地域の活性化であったり、雇用の創出、雇用の維持というものを目的とした事業に要する経費としての財源に充てるということになっておりますので、当然、今の発電所建設あるいはLNG輸入元のそういった事業が、この目的に合致するということであれば、基金事業として実施するということが可能ではないかというふうに思います。

○成田（祐）委員

まだ話が全部確定しているわけではなくて、ある程度憶測というか、そういったものを含めての話ですので、いわゆるアンテナを東アジア圏だけではなくて、エネルギー供給という話であるのであれば、サハリンやロシアの極

東地域との連携というのもぜひ視野に入れていただいていたほしいなというふうに思います。

◎おたる自然の村について

最後に 1 点だけ、おたる自然の村についてお伺いしたいのですけれども、ここについて一般会計から 5,700 万円近くの金額が出ていて、3 年ぐらい前に 1 回やっているのですが、自然の村になぜこれだけの金額をつけてまで維持する必要があるのかという部分で、自然の村の常勤の人数と、今、市で考えていらっしゃる必要性という部分と、あと管理業務の発注方法についてお伺いできますか。

○（産業港湾）農政課長

現在のおたる自然の村の常勤人数なのですけれども、管理業務につきましては、おたる自然の村公社に委託しております。その常勤の人数は現在 5 名となっております。

それと必要性ということですが、現在でも年間 2 万 7,000 人の市民が入村しておりまして、自然の村の設置目的の学童、青少年、都市型生活者等の自然に親しむ機会を図るという観点から、例えば平成 22 年度であれば、野営場の宿泊が 3,700 人になるなど、市民に大いに寄与している。また、農業と親しむという目的につきましても、学童農園とか市民体験農園等を実施していきまして、そのほか、パークゴルフ、宿泊研修など市内外からの方々が親しまれているということでは、まだちょっとニーズがあるのではないかと考えております。

あと管理業務の関係ですが、自然の村ができた当初から、おたる自然の村公社という組織がつけられまして、当初からそこに業務を委託しておりまして、18 年度から指定管理ということで、なるべくおたる自然の村公社に管理業務をお願いしているというところでございます。

○成田（祐）委員

利用者があるから必要性があるというのは、極めて妥当な考えだとは思いますが、ではそこに 6,000 万円近いお金を入れる価値が果たしてあるのかどうか、若しくはそもそも常勤人数 5 名のところになぜ 6,000 万円もお金が出るのかという部分で、全体を使うのかという部分で、毎回同じことを申し上げているのですが、どうしても疑問に思わざるを得ないのです。その部分で、私は発注方法うんぬん含めていろいろあると思うのですけれども、少なくとももう決算が出てしまっていて、平成 27 年度まで結んでしまっているわけですから、いかにこの利用者というものを増やして、その必要性を高くするかという話になると思うのですが、そういった部分について、今後どのようにハッパをかけていかれるのか、再度そこだけお聞かせ願えますか。

○（産業港湾）農政課長

今、委員がおっしゃいましたように、平成 27 年度までの指定管理者の更新については、今年度決まっております。それまでなるべく支出と収入の差額を埋めるように、PR 活動なり、それからこの前の委員会でも言いましたけれども、小・中学校だけではなくて、幅広い年齢の方にも利用できるような事業の開発というか、そういうのも今後やっていかないとだめなのかなと思っております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

---

○中島委員

平成 22 年度の事務執行状況説明書がありますので、その 33 ページの生活安全課の問題から質問いたします。

◎消費生活相談業務について

消費者保護関係、それからこの中身ですけれども、相談件数が今回の報告では 1,005 件になっているのですが、昨年と比較すると 230 件ぐらい減少しています。この減少した理由については、どういうふうに把握しているか、お願いします。

○（生活環境）生活安全課長

平成21年度と22年度の相談件数、消費生活相談業務のところの件数、21年度が1,232件、それから、22年度1,005件、227件減少しているところでございますが、この主な理由なのですけれども、主に減ったものといまして、まず商品全般に関する相談ということで、具体的には架空請求とかエコポイントの関係でございます。これが、21年度から22年度にかけて71件減っているという状況です。それから、具体的な品目で言いますと、住居品に関するもの、例えば高齢者が訪問販売で高額な布団を何度も買わされたという相談とか、エコポイントの関係の相談も35件ほど減っているという状況になっております。あと、レンタルとかリースという関係で、例えば賃貸アパートとか電話機の長期リース契約、この相談が28件減っていて、主なところでは、そのようになっておまして、全体として言いますと、架空請求の相談やエコポイントの相談、これが減ったものというところが主な理由と考えております。

○中島委員

平成22年5月に消費者協会、消費者センターが分庁舎から本庁舎別館5階に移転していますね。その21年度比で見ると、この報告している取組全体で減少しているのですけれども、具体的に21年度と比べて、それぞれの取組でどういうふうに変化しているかをお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

それでは、事務執行状況説明書で説明させていただきますと、まず、消費者教育関係のところ、くらしの講座というものがございまして、これが平成22年度は6回、230人となっておりますが、これは21年度に比べまして、回数で2回、人数で149人減っているという状況です。あと2番目の移動消費者教室というところがありますが、これは5団体319人となっておりますが、21年度に比べまして14団体、1,441人減っているという状況になっております。それから、2番目の消費者啓発・情報提供でございます。ビデオテープの貸出し業務ということで、これは6件となっておりますが、これは21年度に比べまして13件減っているという状況があります。それから、展示室業務ということで見学者104人となっておりますが、これは21年度に比べまして587人減っているという状況です。あと、くらしのニュース小樽の発行ということで、2回にわたりますが、これは21年度に比べまして2回分減っているという状況になっております。

○中島委員

今、お聞かせいただいたとおり、取組の利用者がかなり減少しております。私はこれはやはり場所の変更によって活動が停滞したという問題があったのかどうかということが心配で質問しているのですが、とりわけ展示室業務の見学者は691人だったものが104人と激減しています。市民啓発のための資料展示と職員による展示説明という中身ですけれども、この激減の理由とかについては把握しているのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

展示室の見学者の激減というお話でございましたが、平成21年度、691人という数になっております。この691人なのですけれども、これは実はまだ消費者センターが分庁舎にあった時代なのですが、このときにふれあいパスの交付期間、毎年度末の3月なのですけれども、この期間にふれあいパスの交付会場で消費者センターの展示室を見学できますということでPRも行っていたということで、その期間に521人いらしていたということがございました。また、その当時は分庁舎の中に文学館、美術館も一緒にあったということで、そちらの見学者も寄ってこられたという事情もあったかと思えます。今申し上げましたふれあいパスの交付期間にいらっしゃられた方を除きますと、それ以外の期間では21年度で170人ということで、22年度の104人と比較しますと、若干減ってはいるのですけれども、60人程度の減少であったという状況でございました。

理由として確かに考えられるのが、今、委員もおっしゃいましたとおり、移転に伴う周知不足というのがあったことは否めないのかというふうにご覧いただいております。

あと、今後の対策ということでございますけれども、実は今年度も、分庁舎からこちらに移転した後なのですが、ふれあいパスの交付時に会場に消費者センターの展示室の設置をお願いしたという事情がございました。ただ、残念ながら、本年 3 月に行われた交付時には、向こうのスペースの関係で展示室の設置は難しいというふうに言われた関係で、それができなかったということもあまして、見学者増につながらなかったという部分もあったということなのですが、今年度末のふれあいパスの交付時に再度こちらの会場に展示室の設置をお願いしたいというふうに考えております。

さらに、市役所内や例えば市民ホールや医療機関、そういうところに、今、消費者センターの 5 階に展示室もあるということで、案内などを設置いたしまして、来庁者に足を運ばせるという取組もしたいというふうに考えております。

#### ○中島委員

私も見てまいりましたけれども、正直言って、展示室というよりは展示コーナーというレベルになっておりまして、なかなか一般市民がそこでものを見るというスタイルにはなっていないのが現状です。

分庁舎から本庁に移転するに当たって、こういう市民啓発の事業も含んだ仕事として場所を設定していくときに、本庁 5 階という設定が適切だったのかどうかというあたりで、どういう議論や討議の経過があったのかと思うのですが、そこら辺の審議というのはあまりなかったのでしょうか。

#### ○（生活環境）生活安全課長

まず、こちらのほうに展示室のスペースを含む消費者センターが移ってくる関係でございますけれども、まず消費者センターを本庁に移すというのは、消費者センターと生活安全課が一体となって消費者行政を進めているという事情があるものですから、どうしても生活安全課の移転とセットで消費者センターを持ってこざるを得なかったという事情がまずございます。そうした中で、市の事務事業の見直しの中で生活安全課の本庁移転ということがありまして、さらに分庁舎における文学館、美術館の整備、そういう事情もあったもので、生活安全課を本庁にまず持ってくるという話がありました。

そうした中で、本庁の中で今度はスペースの確保ということなのですが、確かに本庁の中でも主に総務課が中心になっていろいろと場所を探してもらったところではあったのですが、どうしても今の 5 階のスペースしか移転場所がなかったというふうに考えているところでございます。

確かにスペース的には本庁は非常に厳しい広さではあるのですが、逆に本庁における利点というものもございまして、例えば相談者、主に多重債務者だと思っておりますけれども、市役所のほかの部局との兼ね合いということで、本庁に生活安全課、消費者センターがあるほうが非常に利便性がよくなっていくという事情もあったということで、本庁に持ってきたというふうな状況になっております。

#### ○中島委員

本庁のスペースだけを見れば厳しいのはよくわかるところなのですが、旭川市は撤退した丸井今井の跡の 7 階のスペースをこういう消費生活センター、消費者相談のコーナーに充てるなど、なかなか斬新な取組をしているところもあると聞いております。そういう点では市民の生活相談、それから広くいろいろな詐欺商法を含めて毎年変わっていくものに対する啓発という点でも私たちはこれはなかなか重要な仕事だと思っておりますけれども、今の段階ではちょっと縮小傾向になっているという感が否めません。ぜひ先ほど課長がおっしゃいましたように、庁内スペースも生かせるような検討だとか、消費者センターと消費者協会は別だということで、なかなかこれも仕事分担というか、判断が難しいところはあるようですが、もう少し柔軟な対応で市民啓発が拡大できるような場所的な問題あるいはスペースの検討なども含めて、ぜひ今後検討していただけないのでしょうか。

#### ○（生活環境）生活安全課長

まず、現在、消費者センターで行われている業務、主に消費者相談を受けるということ、あと日常の業務、日常

の執務を行うということ、あと今委員も話された展示室、いわゆる展示、見学者に見てもらふスペース、主に大きくその三つの部分があるかと思っております。それで、今のスペースを設置するに当たりまして、まずは最優先で考えたのが、消費者センターという性格上、消費者相談を受けるというのが最大の目的なものですから、消費者相談を受ける場所の確保ということで、相談機能というのをまず中心にしながら現在のスペースというものを考えたものでございました。その相談スペースの確保という中で、相談者のプライバシーを確保しなければならないということで、その部分の面積を確保した中で、さらに市民のスペースを確保した中で残った部分をうまく活用しながら展示室業務を行ってほしいという形でなっているところでございます。

現在の相談スペース、日常業務のスペースにつきましては、現在の場所でも引き続きの対応というのは十分にスペースが確保されているので、それは可能かとは思っておりますけれども、確かに展示の部分でございます。委員が御指摘のとおり、実際本庁に移転してきまして、消費者センターの面積自体が約半分になっているという事実がございます。そうした中で、確かに先ほど、私は今の消費者センターの場所のPRを庁内において行いたいという話をいたしましたけれども、やはりそのPRに合わせて、庁内でいろいろな場所を使って展示を行うということも一つの方法として考えられるかと思えます。また、今の展示室の展示方法、この展示のあり方とか方法というものを変えることができないのかということも含めて、業務の委託先であります消費者協会と話し合いをしながら再度検討させていただければと思います。

○中島委員

◎福祉除雪と置き雪対策について

次に、福祉除雪の問題と置き雪対策のことで質問します。

福祉除雪の制度は平成22年度から玄関前の除雪と屋根の雪おろし、両方ができるように利用方法が変更されています。21年度と比較して、この利用方法を変えたことによる効果というか、変化というか、これをお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

平成22年度から委員が御指摘のとおり、除雪と、それから屋根の雪おろしについてですが、選択制であったものを22年度から両方できるように方法を変更いたしました。

まず、その効果についてでありますけれども、その福祉除雪の登録数は、21年度が470世帯、22年度が488世帯ということで、18世帯増加しております。対しまして、実施数につきましては、21年度203回、22年度が345回ということで、142回の増加となっております。この登録数の増加、実施数の増加が除雪と屋根の雪おろしを両方できるようにした、その効果であると考えております。

○中島委員

次に、第3回定例会の建設常任委員会で、平成23年度の除雪計画としての置き雪対策の拡大が示されております。これについて簡単に説明をお願いします。

○（建設）雪対策課長

置き雪対策の拡大内容でございますが、今年度につきましては、平成22年度と23年度の福祉除雪登録世帯を基本に、昨年度は市道第1種路線、第2種路線だけを対象としておりましたが、今年度は新たに第3種路線も加え、これら対象路線に面している約200世帯に対して、昨年度の人力作業と機械作業での対応を今年度は人力作業でより細かく丁寧に行うため、人力作業で試行を引き続き実施したいと考えております。

○中島委員

200世帯が対象ということは、平成21年度に比べて世帯数としてはどれぐらい増えるのですか。

○（建設）雪対策課長

平成22年度は129世帯の実績でございます。70世帯ほど増えます。

○中島委員

置き雪対策も試行 5 年目になります。今後、本格事業として始める予定があるのか、そのためにクリアしなければならない課題というものについては、どういうふう把握していますか。

○（建設）雪対策課長

ただいまも説明いたしました、昨年度は人力作業と機械作業で施工いたしました、機械作業では雪の置場だとかも多少の問題もありましたので、今年度はより細かく丁寧に行うために人力作業で試行いたしたいと考えております。第 3 種路線の拡大による適正な作業人員の確保や作業時間又は人力か機械がよいのかなどの作業方法など、今年度の課題を検出、検証しながら本格事業についての検討を行っていきたいと考えています。

○中島委員

本格稼働のめどというのは、どうなのでしょう。

○（建設）雪対策課長

今言いました人員の確保ですとか、その辺を整理した中で、考えていきたいと考えております。

○中島委員

そろそろ来年からやるとか、少なくとも 2 年以内にはとか、そういう話は出てこないのですね、今の段階では。それは少し残念なのですが、福祉除雪は玄関前の除雪と、この登録件数が平成 18 年度には 255 世帯だったのですけれども、この 5 年間で 122 世帯と半減しています。この理由についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

平成 18 年度 250 世帯から 22 年度 122 世帯ということで半減ということですが、実はこの 22 年度の 122 世帯というのは、除雪だけを選択した方の数字でございまして、この 122 世帯のほかに、除雪、屋根の両方を選択した世帯が 160 世帯ございます。これを合わせますと、282 世帯ということで、これを 18 年度の 250 世帯と比べますと、27 世帯、逆に増加となっております。

○中島委員

これを両方やるようになってからはそうなのですが、平成 18 年度から 21 年度まで見れば、255 世帯から 191 世帯と年々減少している経過があったのです。そういう意味では、次にお聞きしますけれども、22 年度の 1 世帯当たりの除雪回数、これは福祉除雪ではどのぐらいの回数をやったのか、それと置き雪対策では年間何回ぐらいになったのか、それぞれお答えください。

○（福祉）地域福祉課長

まず、福祉除雪ですけれども、102 世帯で実施しておりますが、回数については 125 回ということで、これを計算しますと 1 世帯当たり 1.2 回ということになります。

○（建設）雪対策課長

置き雪対策につきましては、129 世帯を対象に平均で 15 回出動しております。

○中島委員

今、お聞きしてわかるとおり、福祉除雪は年 1 回ぐらいです。これで本当に福祉除雪という役割が果たせるかということになりますと、これまでの福祉除雪制度の中での限界だというふうには思いますが、置き雪対策が 5 年来の試行を重ねる中で、市内全域、第 3 種路線まで含めて対策が立てられるようになっていく中で、福祉除雪のあり方がこのままでいいのかどうかということが、やはり大きな問題になってくるのではないかと思います。基本的に除雪弱者に対する対策でございますから、私たちは降雪ごとに除雪をするという対策が必要ではないかと思います。何よりもその証拠に、もう登録世帯が減ってきているという実態があるわけです。そういう点で他市町村の状況も検討して、降雪ごとの福祉除雪としての役割を検討してほしいと思いますが、このあたりについてはいかがでしょうか。

### ○（福祉）地域福祉課長

現在の福祉除雪につきましては、年一、二回程度という制限をつけてございますけれども、委員が御指摘のとおり、降雪ごとの対応ということで、降雪量に一定の基準を設けて、それ以上の雪が降った場合に出動するというようなことをやっている自治体も実際にはございます。ただ、現在はボランティアと業者が並行してこの福祉除雪というものを実施してございますけれども、降雪ごととなりますと、どうしてもボランティアには限界がございますので、業者発注というものが増えてきます。そうなりますと、経費的にも今よりもかなりの額がかかるということで、他市の例を参考にすると、それなりの御負担を利用者からいただくことも考えていかなければならないということになります。この福祉除雪自体、非課税世帯で、あと独居高齢者とか障害をお持ちの世帯とか、そういう方を対象にしている事業でございますので、その利用負担については慎重に考えていかなければならないというふうには考えますけれども、いずれにしてもこの福祉除雪という事業は、雪が降るといふ地域特性から安定的に今後とも継続していくべき事業というふうには考えておりますので、利用者負担ということも考えながら、他都市の事例も参考に、今後ともあり方、事業の実施方法について検討してまいりたいと考えております。

### ○中島委員

有料化の問題については、なかなか難しいところではありますが、現在の段階で全く無料でなければできないということにこだわるのが、市民の要望にこたえることになるのかどうかというあたりでは、やはり課長のおっしゃったように、住民アンケートや実態、実情調査もしながら、この要望にこたえていく方法をぜひ検討していただきたいと思います。

次に、事務執行状況説明書の建築住宅課の問題で何点かお聞きしたいと思います。

### ◎公営住宅について

建築住宅課の問題は80ページであります。この中で市営住宅の入居数が142戸、退去数が194戸と示されておられて、募集の数が92戸なのです。それなのに、実際入居数が142戸となっているのですが、その中身、内訳を教えてください。

### ○（建設）小林主幹

募集の戸数に対する入居戸数との差でございますけれども、入居の戸数の中には一般公募で入ってきている方、これが91件ございます。そのほかに住み替え、例えば建替えて住み替えて入ってきている方、この方が49件、それと特定入居、火災で一時使用している方が入居したと、この方が2件で、一般公募以外の方が51件ということで差が出ております。

### ○中島委員

住み替えが49件ということですから、入居できたのは応募者総数857件に対して91件、1割強で、住み替えがかなり多いということがわかります。現在オタモイ住宅4号棟の建設中ですけれども、これまで1号棟から3号棟まで建てて、既に市民が入居していますが、そのうちの住み替えの数、世帯数に対する住み替えの数はそれぞれ幾らだったのか、また若竹住宅2号棟も同じように新しく入っていますが、ここについても戸数とその中の住み替えの人数についてお示してください。

### ○（建設）小林主幹

まず、オタモイ1号棟でございます。オタモイ1号棟は管理戸数が55戸、このうち車いすの住戸が2戸ございます。53戸につきましてはすべて住み替えでございます。次に、オタモイ2号棟でございます。管理戸数50戸のうち、車いすが3戸でございます。47戸につきましては住み替えが行われております。オタモイ3号棟、管理戸数45戸のうち、車いすが1戸ございますので、車いす住戸についてはすべて公募ということでございます。住み替えが44戸でございます。それと若竹住宅につきましては、管理戸数が40戸、そのうち住み替えが17戸、その他につきましては23戸が公募ということでございます。

○中島委員

住み替えでほとんど入居されて、新しく入るスペースがかなり少ないというのが実態だと思うのですが、もう一つ聞いておきますけれども、今1人世帯というのはかなり増えていると思うのですが、1人世帯の方々が新しく住み替えになるときに、適切な1人世帯用の住居に入っているのかどうか。適切な1人用が足りなくて、2人世帯用住宅に1人世帯の方を入れるというようなことがないのかどうかを聞いておきたいのですが、それぞれ1人世帯の入居件数もお示してください。

○（建設）小林主幹

2人世帯が単身用の住宅に入るとことはございますけれども、単身の方が2戸住宅というのでしょうか、2人世帯用の住宅に入るとはございません。

それと、単身用の住宅戸数に関してですけれども、オタモイ1号棟につきましては、単身用、1LDKか2DKということがございます。オタモイ1号棟については単身用が25戸、オタモイ2号棟につきましては20戸、オタモイ3号棟につきましては28戸、それと若竹住宅につきましては30戸ということがございます。

○中島委員

単身世帯の申込みというのは増えているのではないかと思います、この3年来、何戸あって、それぞれどれぐらいの応募があったかということについては、どうですか。

○（建設）小林主幹

単身用の申込みでございます。平成20年度が募集戸数が11戸、申込件数が186件、21年度が募集戸数が12戸、申込件数が121件、22年度が募集戸数が18戸、申込件数が241件でございます。

○中島委員

今の御報告のとおり、単身世帯の申込みが平成21年度と比べて22年度でも倍になっていると、そういう需要が高くなっているのではないかと、まず確認しておきます。

私は、市営住宅の申込み件数が800件ぐらいあるのに、入れるのは90件ぐらいということで、大変足りない、もう少し需要として検討すべきではないかというふうに思うのですが、そういうふうに考えれば、適切な入居がされているのかどうかということも一つの問題だと思っています。その点からこのことを聞きたいのですが、東日本大震災で公営住宅確保の依頼がありました。市内で何件提供して、現在何世帯入居しているのか、道営住宅と市営住宅でお答えください。

○（建設）小林主幹

9月末現在の数字で報告いたします。市営住宅につきましては、確保している戸数が19戸、それで現在許可されて使用している方が6世帯、15人、道営住宅につきましては、確保している戸数が7戸、現在使用されている方が3世帯、14人ということがございます。

○中島委員

今回、東日本大震災でしたけれども、実は過去にもこういう災害のときの住宅依頼というのが来ています。平成12年の有珠山噴火、19年の新潟県中越沖地震、それぞれこのときの提供戸数と利用状況についてはいかがでしょうか。

○（建設）小林主幹

有珠山噴火のときの入居の状況でございます。確保している戸数、市営住宅が24戸、許可された戸数が4件、実際に入居された方が1件、そしてそのまま退去された方が3件ということがございます。

新潟県中越沖地震につきましては、市営住宅の確保している戸数が2戸で、実際入られた方はおりません。

○中島委員

こういうふうな市営住宅の提供、入居、目的外使用ということになるようですが、その後、解除、このあたりの

ルートというのはどういうふうになされるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

大規模災害ということで、国から通知が来ております。国土交通省から各都道府県に入居に当たっての配慮をするようにという通知文が各都道府県に行っておりまして、都道府県から北海道であれば各振興局、それから各市町村というように通知文が参っております。解除につきましては、各市町村の住宅事情がございますので、特に道とかから通知文が来ているということではなくて、各市町村が判断して解除するというような流れになっております。

○中島委員

それでは、過去の有珠山噴火災害のときの市営住宅24戸、それから中越沖地震のときの2戸、それぞれ確保してから解除するまで、新たにこれを解除して市民に応募をかけたというのは、期間的な関係ではどういうふうになっていますか。

○（建設）小林主幹

有珠山の噴火につきましては、災害があったのは平成12年3月31日ということで、解除されたのが翌年の4月30日ということがございます。新潟県中越沖地震につきましては、解除はされておられません。

○中島委員

私は適切な利用のことを問題にしたわけですが、ただでさえ800人も来て、倍率が高い市営住宅の利用状況で、平成19年に確保した、これは2戸ですけれども、2戸がそのまま解除されないまま災害者用の住宅として市民の一般公募の対象となっていないわけです。これは市役所の判断でやるべきだということになっているから、市が判断しなければならなかったはずです。そういう点で、本当にもったいないことをしてきた期間があったのではないかということをお今回は問題にしたかったわけです。

過去のことになりますから、災害のときに提供した何十件もの市営住宅が適切に解除された時期があったのかどうかということは、現在の段階ではすべて調べるわけにはいきませんが、少なくともこの中越沖地震については、現在までそういうことがされないまま経過した事実があります。そういう点で、ぜひ適切な利用登録解除を速やかにしてほしいということを強く申し入れておきたいと思います。この点についてはいかがですか。

○（建設）小林主幹

説明が不十分で申しわけございませんけれども、新潟県中越沖地震につきましては、道に確認しまして各市町村の判断ということで、本年5月に1人の方は入居しております。7月にも入居しておりまして、実際は道に確認して公募をかけて現在は入居しております。

○中島委員

4年目にして解除になったということですから、これについては検討していただく余地があったのではないかと考えています。

こういうふうに見てきますと、市の公営住宅の今後の計画ということに触れたいと思うのですが、公共賃貸住宅長寿命化計画では、オタモイD住宅の後は、平成32年から41年に真栄改良住宅、南樽市場の上ですね。その建替えという計画が載っております。公営住宅の需要という問題については、どういうふうに認識しているのか。現在のこの応募、そして、入居率を見て、入居状況を見て、住み替え中心の今のやり方で十分間に合うと、そういう認識なのではないでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

公営住宅の需要についての認識についての御質問ですが、平成21年度に策定をいたしました公共賃貸住宅長寿命化計画の策定時に需要状況を調査しております。その中では、16年度の平均応募倍率が16倍であったものに対して、20年度の平均応募倍率が10.8倍に低下しているということがございます。その後、21年度につきましては、平均で4.2倍、22年度につきましては9.3倍ということになってございます。多少、ここ二、三年、年度によってばらつき

はございますが、最近はおおむね10倍前後で推移しているのかというふうに認識をしております。ただ、地域や住戸のタイプによっては、非常に高倍率になっているものもございます。それが、需要として十分に満足しているかといいますと、確かに10倍近い応募倍率がございますので、そういった部分ではかなり倍率的には高いのではないかとこのふうには認識はしております。

**○中島委員**

それでは現在の市営住宅の家賃減免、減免基準がありますが、どれくらいの世帯が減免対象になっているのでしょうか。経年的に3年分ぐらいお示してください。

**○（建設）小林主幹**

一般減免で報告いたします。平成20年度、世帯数が197件、21年度は225件、22年度は247件ということでございます。

**○中島委員**

減免対象も年々増加しているのが実態です。今、課長からは倍率は16倍から10倍に減ったとおっしゃっていますが、これが本当に市民から見て妥当なよくなったというふうに言えるかどうかということは、私もあまり納得できない部分ですが、実際、今この世相としては、雇用形態が正社員中心から不安定雇用に大きく変化して、働いても年収200万円を切るというようなワーキングプアが5年連続1,000万人を超えるというのが最近も報道されておりました。そういう中で、低廉な家賃での住宅提供というのは、やはり公的サービスとして重要な部分を占めると思います。そういう点で、この世相も含めてぜひ市営住宅の確保というのを住み替え中心にとどまらず、拡大検討してほしいというふうには私は思っております。とりわけ計画を見ますと、花園共同住宅も用途廃止ということになっておりますが、市内中心に位置していて、最上階のほうで建替えをするためには下にものがありますけれども、それは真栄改良住宅もそれから若竹住宅も同じ条件だったと思います。なぜここを廃止にして建替えの対象にしなかったのか、説明いただけますか。

**○（建設）建築住宅課長**

なぜ建替えにしなかったのかという御質問ですが、この計画策定段階でそれぞれの建物の状況などを把握調査した中で、一つには建替えをした場合の駐車場の確保など敷地的な問題もありまして、この地での建替えというのは大変難しいものというふうに判断したと考えております。

**○中島委員**

終わりますけれども、それは市営住宅はいっぱい駐車場がなければ建てないということになるのかどうか、まだ研究しなければなりません。私はやはり検討し直すべき対象ではないかと思っております。先の話ですから、今すぐでなくてもいいと思いますが、基本的には市民の応募にこたえられる住宅数を確保するという計画を検討してほしいというふうに思います。そういう点で、今回の質問を終わらせていただきます。

**○委員長**

共産党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 2 時58分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○酒井委員

◎小・中学校地上デジタル放送機器整備事業について

それでは、3項目質問させていただきます。

初めに、決算説明書の15ページにあります小・中学校地上デジタル放送機器整備事業について、この内容をお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）総務管理課長

小・中学校の地上デジタル放送機器整備事業の内訳についてでございますが、各小・中学校にUHFアンテナ、それからデジタル対応ブースターを設置しております。それから、デジタルチューナーにつきましては各校2台、そのうちの1台につきましては録画機能付きのチューナーを設置しております。そのアンテナ等設置工事費が41校分でございます。

○酒井委員

今、チューナーが2台ということなのですが、今までアナログ放送のときは各教室で違う番組が見られたと思うのですけれども、今は各教室で見られないということでしょうか。

○（教育）総務管理課長

今は放送室に2台チューナーを置いてありますので、同時にということであれば2局の放送しか見られないことになります。

○酒井委員

はい、ありがとうございます。

各学校2台ということなのですが、小学校も中学校も各2台ということなのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

チューナーについてはそうでございます。

○酒井委員

各学校2台ということは、例えば小学校でいけば6学年、それから中学校で言えば1、2、3学年だと思うのですけれども、2台だとちょっと少ないのかなと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○教育部長

ただいま総務管理課長が答弁申し上げたのはチューナーの数であります。それを各教室にあるテレビ受信機、いわゆるテレビですね。それに配信というか、結んでおりますので、それぞれの教室で従前どおり見られるということになってございます。

（「ちょっと違いますね」と呼ぶ者あり）

○教育部参事

各教室でテレビは見られます。チューナーを2台にしたのは、NHKと教育テレビの放送を見るためです。民放を見ることはまず授業ではございませんので、それで2台のチューナーでNHKと教育テレビを見られるようにしているというシステムです。

○酒井委員

そういうことであれば、何となく理解はできたのですけれども、ちなみに今までアナログ放送のときはそういうことがなくて、今回、地上デジタルにしたときにそういう対応になったとは思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○教育部長

各学校、教室にテレビがございます。それを一気に更新すると、デジタルテレビにするということになりますと膨大な経費がかかる。その中で、今言いましたようにNHK総合あるいはNHK教育、そういった部分の二つのチ

ューナーを用意して支障がないようにということで考えた措置でございます。

○酒井委員

その部分に関しては理解しました。

ただ、今まで各教室で見られていたものが地デジになってから何か環境がちょっと狭まったような感じにとらえがちなのですが、例えば各テレビにチューナーをつけるということはしなかったということですか。

○（教育）総務管理課長

放送室にチューナーを2台ということですので、そこから各教室に従来あるテレビにケーブルで接続してございますので、放送室のチャンネルをいじらない限り各教室のチャンネルは自由には見られないということになりました。やはり制限がございます。まず、全部の学校数、台数を合わせますとテレビは460台ほどになりますので、そういったことでこういった対応をさせていただきました。

○酒井委員

今の説明も理解できたのですが、何となくお金がないのでやれなかったというように聞こえるのですけれども、その辺はどうですか。

○（教育）総務管理課長

実際に授業でテレビを見る場合、オンデマンドというのですか、その時間に見るというのではなく、どちらかという教材等を録画したものをプレビューを使って見るということですので、そういったことで需要というか、そういうものがないものとしまして、そういった対応をさせていただきました。

○酒井委員

私の言っているのは、アナログ放送のときにそういう環境だったのに、地上デジタルになったときに何か狭まったというような感触に聞こえるのですけれども、例えば授業で必要がなかったというのであれば、その時点でそういうシステムにしておくとか、そういう対応もあったと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○（教育）総務管理課長

システム的な対応といいますと、少し難しいものがありまして、要はチューナーの1台につきましては録画つきで、その時間には見られませんが、録画して見ていただくということで、そういった使い方が以前からされていたということで聞いていますので、こういった対応になったと。

○酒井委員

ちなみに、他都市の状況がわかれば、お聞かせいただきたいのですが。

○（教育）総務管理課長

他都市の対応については調べておりませんが、平成21年度のICTの部分で、テレビ等も整備できるというふうになっていたのですけれども、本市ではコンピュータのみの整備に終わってしまっておりますが、その中でテレビとか学校の黒板のかわりに見る大きなテレビ、そういったものも導入というか、補助対象となっておりますけれども、本市につきましては、そういったことに手を挙げておりません。ですので、そういった制度はありましたので、各学校それに応じてテレビ等も整備されたのではないかとこのように思っております。

○教育部長

今後のことについてでございますので、今の段階でこういった整備計画をするということではまだ話ができませんけれども、当然、教育活動の中でも、今、ICT化ということが進んでおります。他市の状況などを見ながら、進めるべきことは進めていかなければならないというふうに考えてございますので、全体的に完璧なものになるにはまだ時間がかかると思いますが、そういった方向では考えてまいりたいと、ICT化の推進については考えてまいりたいというふうに考えております。

### ○酒井委員

途中段階という理解でよろしいかと思うのですが、アナログ放送から地上デジタルになったときに、情報伝達とか緊急の情報だとか、いろいろ活用性がありますということで地上デジタルというのが始まってきたと思います。その中で、デジタル放送になったことによっていろいろな情報があります、それを教育現場でも生かしていきましようというようなこともうたわれていたかと思ひまして、いろいろ調べたらやはり文部科学省でそのようなこともうたっていたのですが、それに関して私は先ほどから何回も言っていますけれども、各教室で見られるようになるという整備は今後行っていくという認識でよろしいでしょうか。

### ○（教育）総務管理課長

デジタル放送の特徴としましては、双方向性の情報収集というのがございますが、今回のこのチューナー 2 台の部分ではそういったことはできておりません。将来的には、校内 LAN とかそういった整備をいろいろしていかなければならないかというふうには思っておりますが、この時点では先のことかと思ひます。

### ○酒井委員

今後のことという話で理解したいとは思っているのですが、校内 LAN とかという話になると、また設備投資という話になるかと思うのですが、私が言っているのは、結局、デジタル化になりました、学校で今までアナログ放送で各教室で見られていたものがデジタル化によって見られなくなったという状況があるので、そこを教育方針として今後見られるようにするのか、見られないようにして録画したもので今後対応していくのか、そういう観点なのですが、その辺はどうでしょうか。

### ○教育部長

授業でテレビ放送を利用しながら学習を行っている。それはそれぞれの放送の時間帯がございますので、録画機能を持つチューナーを、今回、地デジ化への対応の中で各学校に 1 台配置をしているということで、その授業のこまの中では支障がない形で考えたものでございます。

### ○酒井委員

もう一つ、これに関して聞きたいのですが、先ほど録画機能があるものが各学校にたぶん 1 台あると思うのですが、例えば小学校に関しては 6 学年あって、同じ時間帯に、時間をずらしながらうまくやっていけるのかとは思っているのですが、願いというか、そういう割り振りみたいなものはしっかりとやっていけるという前提の下に各学校 1 台若しくはチューナーが 2 台ということなのでしょうか。

### ○教育部長

その辺のところは学校でのテレビ放送を利用した授業の取組なども検討いたしまして、当面 1 台で録画の部分については対応できるという判断をさせていただいたところでございます。

### ○酒井委員

この話ばかりだとあれなのですけれども、私の認識としてはやはり文部科学省のホームページにも載っていますように、各教室で見られるようにする、それによって今までとは少し違う地上デジタルのいいところを使って教育を進めていきたいというようなことも書いていましたので、先ほどの答弁を理解すると、これから検討してやっていくということで認識してよろしいですか。

### ○教育部参事

整理と言ったらおかしいのですが、各教室にもともとテレビはございましたが、地上デジタル用のテレビではなかったと。それで地上デジタル放送が始まるということで、各学校のテレビを全部地上デジタル対応のテレビにするということはなかなかできないという現状の中で、チューナーを入れまして、各教室において、NHK と教育テレビは録画等関係なくその時間で見られます。そのためにチューナーを放送室に 2 台置いて、どちらでも見られるようにはしております。

ただ、今、委員が言われたとおり、やはり地上デジタルの効果というのは、双方向ということで今後その教育内容についてもいろいろなことが研究されると思います。今の段階で教室で双方向で授業に使うというようなシステムにはなっていませんけれども、今後はそういったことも地上デジタルのテレビとしての機能として持っているわけですから、そういった場合、授業とどういうふうにリンクするかという、いろいろな検討課題はあろうかと思いますが、その意味では各教室に置いてあるテレビもこの先ずっと昔のままというか、以前のテレビのままで使うわけではありませんから、一定の寿命が来る段階では地上デジタル対応のテレビに更新していくということは当然やっていかなければならないというふうに思っております。

平成21年度、20年度ぐらいから地上デジタル化という作業を始めたのですが、当時はまだデジタルテレビも高かったのですが、今見ますと、うちで言えば7万円で買ったテレビがもう2万円ぐらいで買える時代になってきますので、今後そういうところを見ながら、そのテレビ1台の問題ではなくて、地上デジタル化に対応していく学校の放送環境というものをつくっていかねばならないというふうに思っております。

#### ○酒井委員

地上デジタルの放送機器整備事業ということで、私がイメージしていたのは結局今言われたようなことだったのですが、何校かに聞いたところ、2台しか入っていないと。その事実関係も私が目で見えてきたわけでもなく、授業も見たわけでもなかったのですが、この事業自体どういうものだったのかということから、今回この質問をさせていただきます。

今後、国の方針だとか、教育のプログラムによって対応していくということになって、その辺はまた時期が来たらよろしくお願ひしたいと思います。

#### ◎女性特有のがん検診推進事業について

次に、決算説明書8ページにありますがん検診推進事業のうち、女性特有のがん検診推進事業について内容をまづお聞かせいただけますでしょうか。

#### ○（保健所）保健総務課長

女性特有のがん検診推進事業の内容についてであります。女性特有のがん、つまり、乳がん、子宮頸がんの検診率が極めて低いといったような状況の中で、検診を無料化することによって受診率のアップをねらい、また受診率をアップすることによって、がんの早期発見、早期治療が行われると、また、これにより死亡者が減少するであろうといった考えの下に、平成21年度から国の事業として行っているものであります。内容といたしましては、子宮頸がんにつきましては、20歳から40歳までの5歳刻み、乳がんにつきましては、40歳から60歳までの5歳刻みの女性を対象といたしまして、子宮頸がん、乳がん検診の知識の普及を目的とした検診手帳、また検診費用が無料になります無料クーポン券をあわせて送付させていただいております。受診される方については、市内の委託契約医療機関において受診をするといったシステムになっております。先ほど申しましたが、21年度からこの事業が開始されまして、本年で3年度目でございます。国の補助率等につきましては、総額の2分の1の補助率で事業を行っております。

#### ○酒井委員

制度が始まって3年目ということなのですが、この事業が始まって検診率が上がったとか、その辺のデータのものは何かありますでしょうか。

#### ○（保健所）健康増進課長

事業の導入前後の受診率の比較のお尋ねだと思いますけれども、まず乳がん検診につきまして、事業導入前の平成20年度は受診率が22.6パーセント、21年度、これは事業を導入した年でございますが21年度は31.9パーセント、それから22年度は39.6パーセント、もう一つの子宮頸がん検診につきましては、導入前の20年度が29.9パーセント、導入した年度でございます21年度が36.5パーセント、22年度は45.6パーセントという経過でございます。

○酒井委員

年々増加しているというのがよくわかりました。ちなみに、全国や全道の検診率の平均などがあつたらお示しいただきたいのですが。

○（保健所）健康増進課長

まず、平成21年度の数字しか全国、北海道の数字ございませんので、小樽市も21年度の受診率で比較させていただきます。乳がん検診につきましては、全国が16.3パーセント、北海道が27.9パーセント、小樽では31.9パーセント、子宮頸がん検診につきましては、全国が21.0パーセント、北海道では30.3パーセント、小樽市では36.6パーセントという受診率になってございます。

○酒井委員

今の数字を聞いて、高いほうかと感じました。

この話を踏まえまして、次の質問に移させていただきたいのですが、決算説明書の15ページになります。昨日も少し話が出ていたのですけれども、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業についてもお聞かせいただけますでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業についてであります。これは昨年10月に厚生労働省に設置をしております厚生科学審議会の予防接種部会におきまして、国際的な疾病の動向、また疾病の重篤性に考慮いたしまして、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うといった中で、それぞれの対象の年齢層に緊急に一通りの接種の機会を提供して、この効果を見ていくといったことで始められた事業でございます。費用につきましては、基金を各都道府県に設置をいたしまして、市町村の事業に対して助成をするということで、補助率は2分の1となっております。

○酒井委員

昨日もこの質問が出ていまして、私も聞いていたのですけれども、対象者が928名、受診者がそのうち622名、検診率が約67パーセントということだったのですが、これは2月から3月までの人数ということでよろしいでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

今のその対象者928人、接種者が622人につきましては、本事業が開始された2月と3月、この2か月間の数値でございます。

○酒井委員

ちなみにこちらも、始めてすぐなのであるかどうかわからないのですけれども、全国又は北海道の検診率みたいなものがあればお示しいただけますか。

○（保健所）健康増進課長

事業がまだ始まったばかりでございまして、まず基本的には来年度3月末でこの事業が全国的にいったん終了する形になりますので、現在、途中経過ということでございまして、国あるいは都道府県の中でこういった数値を公表しているものはありません。

○酒井委員

始まってすぐということで、まだ数字はないということなのですが、がんにかかわるワクチンなのですけれども、がんにかかわることにに関して、67パーセントというのは、私は個人的には高い数字かと思っております。今月はピクリボンファミリー月間といいまして、乳がんの検診の啓発活動が全国的に行われております。この二つの話題、がんに関してなのですけれども、やはり啓発活動が大切ではないかと考えているのですが、市としまして、啓発活動をどのようなところで年何回ぐらいやっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

### ○（保健所）健康増進課長

がんにつきまして、検診も含めての啓発活動のお尋ねでございますけれども、まず保健所の保健師が町会あるいは事業所のほうに出向き、啓発活動をしてございます。平成22年度は36回、1,291人の市民に啓発してございます。23年度は7月末まででございますけれども、39回、1,184人の市民に啓発してございます。そのほか、広報おたるでがん検診に関する特集の掲載、それからFMおたるを活用したそういった放送の中での啓発を行っておりますし、それから本年10月29日には市民センターで小樽市がん予防講演会と銘打ちまして、がんの検診及びがんに関する知識の啓発に努めるような催物を予定してございます。あとホームページでもやっております。

### ○酒井委員

これで終わりたいと思うのですが、今月29日でしょうか、小樽市でもがん予防講習会ということで市民センターで行われると思います。がんというのは、自分だけの問題と言ったら変ですけども、インフルエンザとか風邪とは違いまして、やはり自己啓発というか、自分が検診に行かなければいけない、それに気づかせてくれるのがこういう市でやっている予防講習会だと思います。ぜひ、各団体もあるかと思しますので、連携をとって検診率を少しでも上げていっていただきたいと思います。

---

### ○濱本委員

2点質問させていただきます。

#### ◎老人クラブに対する取組について

初めに、高齢化が進んでいるまち小樽と言われておりまして、総合計画の中でもいわゆる高齢者の対策ということはどうなっておりますし、実施計画の中にもあります。

その中で、高齢者が市内で老人クラブをつくっております。事務執行状況説明書を平成18年度からずっとチェックをしましたら、18年度は老人クラブの数が90クラブあって、構成員の数が6,032人いました。現在は78クラブで4,360人です。65歳以上の高齢者人口は、小樽市は人口は減っていますが、高齢者人口は逆に横ばいみたいな格好で、18年度は3万9,151人いたものが今は4万1,538人と。それから高齢者の中で老人クラブに入っている方は31パーセント、32パーセントぐらいしかいません。小樽市は老人クラブの運営補助金も出していますし、それから老人クラブの連合会の補助金も出しています。言うなれば、小樽市としては老人クラブはこのまちの中で大切な存在だという認識の下でこういう補助金を出しているのだらうと思いますけれども、実際問題こうやって18年度から見ても12クラブが減って、構成員の数も1,672人減っていると。そういう中で、構成員の数が増える、クラブが増えるというのはなかなか難しいのでしょうか、こういうふうに補助金を出している団体がある意味衰退している状況の中で、22年度は、どういう認識を持ってどのような取組をしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

### ○（福祉）地域福祉課長

委員が御指摘のとおり、老人クラブ、それからそれに参加している方、いずれも減少傾向にあるということは事実でございます、全国的に見てもこの傾向は同じでございます。

原因でございますけれども、まず一つ考えられるのが、高齢化によって参加ができなくなるということもありますが、一番大きな要因としては、団塊の世代の方の意識の変化というものがあろうかと思えます。60歳になっても心身ともに元気な方が増えておりまして、老人クラブに入ることへの抵抗感みたいなものが影響しているのかというのが国等の分析等でもございます。

小樽市がそれに対してどういう対策をとっているかということでございますけれども、運営費の補助金あるいは連合会に対する補助金は支出しております。実は、この両方とも補助金は道の補助金をもらって一部道からの補助を入れているものでございまして、22年度にその補助単価が1割カットされまして、市もそれに準じて本来であれ

ば事業費自体を削減するということもありましたが、そこまでそれをしますと、それによって老人クラブの維持ができなくなる団体もあつたりとか、それでなくても、会員数が減少しているということもあつて、市の持ち出しは多少増えましたが、小樽市独自にその単価を従前のレベルのまま維持したということをやっております。

#### ○濱本委員

ちなみに、この78クラブのうち、構成員の数が最大のところは何人ぐらいで最小のところは何人ぐらいか、数字を押さえていけば、示してもらいたいのですが。

#### ○（福祉）地域福祉課長

平成22年度末の細かい内訳というのは手元にごさいませんで、少し新しいデータなのですが、23年5月31日現在、22年度末78クラブなのですが、実はさらに減っております60クラブになっております。一番多いところは、奥沢のある町会で135人、一番少ないところは忍路のある町会で18人ということになっております。

#### ○濱本委員

また減つたと聞くと何かがっかりしてしまうのですが、実態は実態、それと小樽市もこうやって先ほども申しましたように、補助金を出して大事に存在だということなので、これから下半期がありますが、減ることがないように努力をしていただきたいというふうに思います。

#### ◎市立図書館について

次に、市立図書館について何点かお尋ねをしたいと思います。

これも数字を拾ってみたのですが、いわゆる図書館の命は蔵書の数ですから、新規の購入数が平成22年度は4,734冊、19年度はピークの年で6,419冊買っています。そういう意味では、大分減っているという感じがします。それともう一つ、除籍、いわゆる廃棄処分数ですが、4,946冊、22年度除籍をしています。21年度が188冊、18年度が2,263冊ですから、そういう意味では除籍の数も相当増えているのですね。購入数が減っていることと、それから除籍の数が増えていることについて説明をいただきたいと思います。

#### ○（教育）図書館長

購入冊数の減少でございますけれども、一つは単価の値上がりがございますので、そういったことも関連してくると思っております。それから、除籍につきましては、特に平成22年度につきましては、閉架書庫の収容能力の関係でかなりいっぱいになってきておりますので、文献的な価値のなくなったものから除籍するのが一つと、それから16年度から図書館の業務を電算化しましたけれども、この間2年に1サイクルで蔵書点検を行っており、その蔵書点検を3回ぐってなお不明なものを22年度に改めて除籍しましたので、このような数字になりました。

#### ○濱本委員

今の説明では、行方不明になった本があつたので除籍をしたというふうに理解してよいですか。そういうものも含まれていたという理解でよろしいですか。

#### ○（教育）図書館長

平成22年度の5,365冊、これは本館、図書館バス、学校巡回文庫を含めた数でございますけれども、そのうち、文献的価値がなくなった資料の廃棄が3,726冊、それから破損、汚損が激しいものが470冊、それから先ほど申し上げました7年間にわたって調査して3回不明になったものが1,169冊であります。

#### ○濱本委員

要は、今、蔵書の数が25万8,793冊ということで、先ほどの館長の御答弁で書庫のキャパが不足しつつあるということなので、図書館に本がなくなるというか、それ以上の本が入らないというのはどうかと、私は市立図書館は小樽の知の集積地だと思うのです。将来の検討課題として、書庫のことは何らかの方法で考えないと、もしかしたら必要なものも捨てなければならないみたいなことにもなりかねないので、これは答弁は要りませんので、検討をぜひお願いしたいと思います。

それからもう一点だけ、レファレンスという業務が図書館の中にありますけれども、レファレンスのことについても事務執行状況説明書の中に書いてありますが、レファレンス業務の内容とそれからその体制、どういう体制でレファレンス業務をやっているのか、それからレファレンス、いわゆる問い合わせをした人たちの満足度というのはどうなっているのか、それをお聞きしたいと思います。

#### ○（教育）図書館長

レファレンスとは図書館利用者が学習、研究、調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に図書館員が図書館の資料と機能を活用して回答を与える、そういった業務でございます。端的に言いますと、利用者の質問に図書館員が図書館の資料を使ってお答えするというところでございます。

レファレンスの人員体制ですけれども、全職員17人中、司書の有資格者が9人おまして、その有資格者を中心としてカウンターに出るものは全員で対応しております。

利用者のレファレンスの満足度でございますけれども、なかなか難しいのでございますが、レファレンスの質問は多種多様でありまして、また質問の難易度も差があります。私の感覚では市立図書館でお答えできるのは約7割と。それから、道立図書館等をはじめ、他の図書館の協力をおかりして2割と、中にはどうしてもわからないものが1割ぐらいはあるようです。少しでも多くの利用者の御期待にこたえることができますように、レファレンス用の図書を充実させていくとか、あるいは職員のレファレンス能力を高めるために今後も研修を続けていきたいと考えております。

#### ○濱本委員

最後に一言だけ。私は小樽で生まれて、木造の図書館のころから姿を見ています。きれいになって、それでも大分年数がたって、書庫がほとんど満杯というお話も聞いています。市民にとっても、たぶん大事な財産だろうと思います。こういう文化というか、知的財産をやはり大事にしていかなければならない。それから、それを質の高いものにしていかなければならないのだろうと思います。今回の事務執行状況説明書ですっと見ても、たぶんほかの図書館から見ても、遜色ない部分はたぶんあるのだろうと理解しています。でも、例えば全道のほかの図書館から見たら、いろいろ足りないところもあると思いますので、今後とも図書館の充実のために御尽力をいただきたいと思います。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

#### ○松田委員

事務執行状況説明書並びに決算説明書に基づき、3日の当委員会に引き続き何点か質問させていただきます。

#### ◎新規高等学校卒業者雇用奨励金について

最初に、新規高等学校卒業者雇用奨励金についてでございます。近年の経済状況の悪化等によって、新卒者の就職難は大変厳しいものがあり、とりわけ高校生の就職は、卒業式を終えてもまだ決まっていない方もいるという話を聞きました。

そこで、小樽市として平成22年度の新規事業として、22年3月に道内の高校を卒業した生徒を雇い入れた事業所に対し、6か月以上の雇用を条件に奨励金を交付するという、先ほど申しました新規高等学校卒業者雇用奨励金という事業を立ち上げたと聞いております。予算は1人20万円、100人分で2,000万円を計上したというふうに聞いておりますけれども、事務執行状況説明書の26ページによれば、実際に受けたのは40事業所で71人というふうになっております。

最初に、この6か月という期間は、どのような理由で決めたのか、お聞かせいただければと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

雇用奨励金の支給要件の 6 か月の期間のことをございますけれども、小樽市が創設する前に、先行事例として何都市かこの雇用奨励金事業をやっております、他都市の状況を参考にしますと、3 か月のところもあれば12か月のところもあり、それぞればらばらの状況の中で、小樽市といたしましては、3 か月だと少し短いですし、それが12か月だと少し長いだろうということで、少なくとも最低 6 か月間は雇用を継続していただきたいというのを条件ということで確定したというふう聞いております。

○松田委員

今、3 か月か12か月かと、本当は長期的に雇用していただきたいという意味合いでやるのだと思うのですが、やはり今の若い方の状況もあるでしょうから、6 か月ということでわかりました。

今、40事業所71人ということでございますけれども、その業種別と雇用人数がわかればお示しいただければと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

昨年度実績の71名の業種別の採用人数でございますけれども、建設業で10名、製造業で26名、運輸業で4名、卸売・小売業で6名、金融保険業で2名、飲食業で2名、医療福祉で17名、サービス業で4名の合計で71名というふうになっております。

○松田委員

この奨励金の交付要件というのは今 6 か月以上ということですが、最初に雇用した段階で申請するのか、それとも 6 か月以上たってから申請するのか、これについてはどうでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、事業所が新規雇用した段階で事前申請という形で申請していただきまして、雇用から 6 か月が経過後、本申請という形で、支給要件の中にその 6 か月が経過するまでに市内に住民登録するというのもございますので、本申請時には 6 か月を経過して市内に住民登録もあるという形で本申請をいただくという流れになっております。

○松田委員

ちなみに事前申請であったけれども、現実には先ほど言った 6 か月たたないでやめてしまっという部分もあるのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

昨年の実績で言いますと、事前申請で45社、81名ございまして、最終的には奨励金交付を決定したのが40事業所の71名ということですので、10名がその間に減っているのですが、10人が全員途中でやめたわけではなくて、そのうちの 8 名が 6 か月たたないうちにやめてしまっ、雇用した日の 6 か月前から奨励金の交付申請までの間に会社の都合で解雇したことがないというのが要件になっていきますので、その間に会社都合の解雇が 2 名ありましたので、10名が事前申請から減ったという形になります。

○松田委員

今聞きましたら、どちらにしても81名申請して、そのうち 8 名がやめたということは、やはり短期でやめる方も多いのかというふうに思うのですが、奨励金を申請してから交付するまでにどのくらい日数かかりますでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

6 か月雇用した段階で住民票の写しですとか、もろもろの書類をいただいて、申請をいただいたら、すぐこちらで起案をとって支給という形にしますので、遅くとも 1 か月以内にはほとんど支給しているような状況でございます。

○松田委員

ちなみに、平成22年4月時点の小樽市における高校新卒者の平均初任給など押さえていましたでしょうか。もしわかったらお示しください。

○（産業港湾）商業労政課長

平成22年度の労働実態調査によりますけれども、高卒の初任給平均額は13万9,906円ということになってございます。

○松田委員

20万円というのが奨励金ですから、大体2か月まで満たないまでも1か月から2か月弱の給与分の奨励金がもらえるということは、企業にとっても魅力的であると思えますし、また高校卒業者の市内の定着、雇用促進という意味から、この事業は効果があったのだと思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

実際に昨年度奨励金を交付した企業からアンケートなどもいただいておまして、当然採用の呼び水になるという声もいただいておますし、新卒で高校生を雇うということは、アルバイト経験がないというような生徒もいらっしゃると思いますので、社会に出て、その人材育成といいますか、研修みたいなものの費用がかかりますから、そういった部分に充てられるということで、非常に有効だということで御意見はちょうだいしております。

○松田委員

この事業については、今年度も事業として引き続き行われているようでありまして、予算説明書を見ましたら、昨年度は先ほど言いましたとおり2,000万円、100人分ということなのですが、今年度の予算を見ましたら、80人分、1,600万円という予算で、減少しているのですが、やはり昨年度の実績を見てこのように予算を立てたのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

委員のおっしゃるとおり、昨年度事前申請の段階で81名ということでしたが、実際には71名分ということでしたので、その実績に合わせて80名分で予算を組んだところでございます。

○松田委員

確かに市の財政は厳しいということですが、新規事業で昨年始まった事業で1年しかたっていないで、確かに最初は100人に対して80人という応募しかなかったとは思いますが、せめてもう1年ぐらいは同じくらいの予算を見て、その後で減額するなり考えられてもよかったのではないかとこのように思うのですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

実績に基づいて予算計上しましたけれども、最終的に80人を上回った場合は、基金を使った事業ですので、基金の中でまたやりくりしてやるという考えでございましたので、決して縮小という意味合いではなくて、あくまでも前年度実績に沿って予算を組んだということで御理解いただければと思います。

○松田委員

わかりました。今年も継続しているということなのですが、もし現在の実績と今年の申請状況等がわかれば、まだ6か月たっていませんから本申請にはなっていないと思うのですが、先ほど事前申請があるというふうにお聞きしましたので、今の実績についてお示しいただければというふうに思います。

○（産業港湾）商業労政課長

10月3日現在で35社で57名の事前申請がございます。

○松田委員

ちなみに、昨年度も申請し、今年度も申請したという事業所というのはありましたでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

昨年度も申請し今年度も申請したという事業所につきましては、14社ございました。

○松田委員

14社あったということは、継続して高校の新卒者を雇用していただいているというふうに理解します。どちらにしても、経済状況はますます深刻化していますし、若者の雇用促進、また市内定着が、今後の小樽にとって重要な課題であります。であるがゆえに、もしできれば、来年度もこの事業を継続していただきたいというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

雇用奨励金事業の継続ということでございますけれども、この事業は先ほども言いましたとおり、小樽市の地域経済活性化等推進資金基金を活用した事業でございまして、雇用状況が厳しい中、緊急的な経済対策ということで、当初平成22年度の単年度事業ということで考えておりましたが、基金の残高との兼ね合いと、あと先ほど委員もおっしゃっていますとおり、雇用情勢が厳しいということもありまして、今年度も事業継続したという経過がございます。

次年度につきましては、基金の残高がかなり少なくなっているということもございまして、トータル的な予算額が結構かかる事業でもありますので、実施についてはなかなか難しいかというふうには考えておりますけれども、新卒者の雇用情勢というのはまだまだ厳しい状況が続いているというのは認識しておりますので、新卒者の雇用促進や雇用の継続に向けた取組につきましては、何らかの形でぜひ実施はしていきたいというふうに考えてございます。

○松田委員

同じようなことでなくても、どちらにしても、こういうふうに雇用促進ができるようなことを検討していただければというふうに思います。

◎高校生の奨学金制度について

では、今の雇用促進については新卒者に対しての取組でしたけれども、今度は現在高校生である方のことということで、奨学金の制度について質問させていただきたいというふうに思います。

経済的な理由により就学困難な高校生に対して学資を援助する奨学金制度というのがあるというふうに聞いております。決算説明書214ページによれば、延べ70人、350万円というふうになっております。前の状況を見ましたら、毎年大体70人ということになっておりますけれども、その70人の内訳についてお聞かせいただければというふうに思います。

○（教育）学校教育課長

奨学金の制度でございまして、平成22年度からのこの奨学金の制度の内容について変更しております。ちょうど22年度から公立高校の授業料の無償化とそれから国公立、それから私立高校の就学支援金制度が行われましたので、それに合わせて見直しを行ったものでございます。

70人というのは従前から変わっておりませんで、70人を選ぶに当たりましては、毎年高校1年生に申請していただきまして、そこで奨学金受給者が選考されますけれども、その方は原則3年生までずっと奨学金の対象にしております。3年生が卒業しますと、そこに新たに新年度分という形で奨学金受給者を選考しております。22年度でいきますと25人、今、新規の枠がございまして、これに59人の応募がありまして25人を選考したという形になってございます。

○松田委員

では、1年生が申請するということは年度途中での、例えば2年生になって今までは経済的に大丈夫だったけれども、今少し厳しくなったということでの2年生時からの申請ということはないということなのですか。

○（教育）学校教育課長

少し説明不足で、毎年応募はさせていただきます。ですから、1年生ということではなくて、2年生でも3年生でもいいのですが、ただ実際には選考になりまして枠ができるのは高校卒業した時点で枠ができますので、それで新規の応募の中には1年生、2年生、3年生は含まれております。

○松田委員

わかりました。この奨学金の申請なのですけれども、先ほど経済的に大変だという方が対象だというふうにお聞きしておりますけれども、その申請に当たって所得制限だとか、そういった申請基準というのはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

申請に当たりまして、特に所得制限というのは設けてございませんけれども、小樽市奨学条例の中で、奨学生の資格ということで、基本的には小樽市民というのがまずあります。その中で、あとは学費の支弁が困難なこと、それから高校生、基本的には高等学校の課程と同等の教育を行う学校、それから学業に精励して、成績がよい方とかという、この中で対象にしております。

○松田委員

先ほど説明では、平成22年度の申込者は59人で現実に枠が25人ということなので25人、要するに半分の方は奨学金を受けられなかったということなのですけれども、決算説明書214ページを見ましたら、これには選考委員会があるというふうになっていました。その方については、報酬も支払っているというようなことが載っていましたので、その方は要するに市の職員ではなくて、外部の方なのかというふうに思うのですけれども、選考委員というのはちなみにどのような方になっているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

選考委員につきましては、小樽市奨学生選考委員会規則というのがございます。この中で委員につきましては、小樽市議会議員、それから市の民生委員、それから市内の中学校の校長、それと市内の高校の校長、それから学識経験者の中から選んでおります。平成22年度につきましては、9の方が委員として委嘱又は任命をされております。

○松田委員

わかりました。先ほど平成21年度までは給与と貸与で、22年度からは全部給与ということで返さなくてもよくなったわけなのですけれども、それまでの方については、貸与を受けた方については返済していかなければならないと思うのですが、その貸与分の返済というのはいつの時点から始めるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

奨学金の返還についてでございますけれども、基本的には修業期間から、高校を卒業した時点から6か月経過してから奨学金を何年以内で支払っていただくということで決めております。ただし、高校を卒業した後、また進学してというような形があれば、その期間は猶予するというような形をとっております。

○松田委員

ちなみに、返済するのはその本人なのか、一応奨学金を出すときというのは、申請というのは本人もそのときは支払能力がありませんから、保護者というふうになると思うのですけれども、現実に返済するときは本人なのか、それとも保護者ということなのか、

○（教育）学校教育課長

実際に奨学金を貸与していますのは、御本人なのですけれども、実際に支払うのは今委員がおっしゃったとおり、保護者ですとか、それから高校を卒業してお勤めしている方につきましては、本人が払っているということもございます。

○松田委員

ちなみに貸したものですから返していただく形になるのですけれども、例えば支払を滞納したという方はいるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

実際に貸与の部分で滞納をしている方もおります。平成22年度の237万600円の調定額に対して、実際に未納の金額については37万2,600円という形になっております。ただ、この制度自体は市民の善意の寄附金で行われているものですので、こういった方については定期的に督促を行いまして、この制度を理解していただいて、納付をしていただくように御理解をいただけるように行っております。

○松田委員

高校は今や義務教育と同じような感じになっております。だれにでも教育を受ける権利というのはございますので、定時制ということもありますけれども、経済的な理由で高校に行けないというようなことがないように、とにかく多くの方に利用していただけるように、教育の機会を平等に与えられるように、今後もよろしく願いいたします。

◎各種証明書の交付について

市民サービスの一環として市役所の閉庁後に住民票の写しや印鑑証明を市役所当直で受け取ったり、また市役所まで来なくても申請すればコンビニ等で住民票等を受け取ることが可能になったというふうに、くらしのガイド等にも載っております。

そこで、事務執行状況説明書の38ページの証明書の交付枚数では数が確認できないものですから、現状をお聞かせいただければというふうに思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

平成22年度における数字で説明させていただきます。

コンビニ及び当直で交付取次ぎを行いました件数ですけれども、市内のコンビニの取次ぎは426件です。また、市役所の当直において勤務時間外で終了後交付した住民票、印鑑証明については198件となっております。

○松田委員

これから高齢化も迎えますし、また今仕事も9時から5時でない方もいらっしゃいますので、そういった意味では効果的なのかというふうに思います。今後ともその部分については、さらに市民サービスの一環として、大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。

◎住民票閲覧の申請資格について

次に、住民票等に関連してなのですが、私も市民相談を受けることがあるのですが、ある方から市民相談を受けまして、DVによって離婚調停をしていると。だけれども、今その方からは、自分の居どころを知られたくないということで、住民票の閲覧を制限するような手続をとっているという話がありました。

事務執行状況説明書の38ページによれば、住民票の閲覧が4,323件というふうにあります。そこでその閲覧ということについて、閲覧者の資格だとか、そしてどのような理由をもってすれば閲覧が可能なのか、それについてお聞かせいただければと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

閲覧の申請資格についてであります。まず、この資格につきましても、住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務取扱要領に定めております。その第2条におきましては、「申請や申出があった場合に限り、その利用目的の必要性が相当と認めるときにおいて、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるものとする」と規定されております。さらに、同条第2項におきましては、「国及び地方公共団体が法令の定める事務又は業務を遂行するため申請する場合など」と定められており、このような条項から私どもの申請の受付といたしましては、調査主体、申請者

というものは、具体的にさらにわかりやすく説明させていただきますと、総務省の統計局あるいは北海道開発局など、そのような公の機関からの申請がほぼすべてと言っても過言ではない状況であります。

○松田委員

ちなみに閲覧は戸籍住民課のみというふうになっているのですけれども、それは戸籍住民課でしか閲覧はさせないということなのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

閲覧につきましては、本庁の戸籍住民課のみで取扱いを行いまして、内容といたしましては、4情報、氏名、住所、性別、生年月日、この項目について閲覧をしていただいているところでございます。

○松田委員

台帳を見て自分の必要なところだけ自分で記入か何かして持って行く。そのように閲覧したものを最終的に担当者に見せて確認して料金を取るということでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

ただいま委員のおっしゃったとおり、4項目についてお知らせしたものに、そこから一つ一つ必要な情報について転記していただきまして、その1件1件、世帯当たりについて300円という徴収をしております、そういった中で整理をさせていただいております。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、私が相談を受けた方はDVを受けていたということだったのですけれども、それ以外に今何かわけのわからないダイレクトメールが来て、私の住所をどこから知ったのだろうか、いろいろなプライバシーの問題等があると思いますので、今後ともそういうことでしっかり資格等を確認した上で閲覧させるようによろしくをお願いします。

○秋元委員

決算特別委員会も4日目になりまして、理事者の皆様も大変お疲れのようですので、私は質問しないで終わりたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時07分

再開 午後4時38分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、議案第5号ないし第16号及び第18号ないし第21号については、いずれも不認定の討論を行います。

詳しくは本会議で述べますけれども、何点かについて簡単に意見を述べたいと思います。

議案第5号平成22年度一般会計決算認定については、実質収支が11億8,394万1,170円の黒字となり、単年度収支と実質単年度収支はいずれも12億1,466万8,980円の黒字になりました。市長の提案説明では黒字決算となった要因

として、収入面では市税収入や特別交付税などが予算を上回り、歳出では職員給与費、生活保護費、介護基盤緊急整備等交付金や他会計の繰出金などにおいても不用額が生じたこととしています。

長引く不況に 3 月 11 日の東日本大震災、原発事故が重なり、景気低迷はより一層深刻化しています。市民生活は税制改悪と医療、介護などの社会保障制度の改悪で苦境に立たされており、個人市民税の納入済額が年々減少していることから厳しい状況が伺われます。

この間の財政健全化に向けた財政対策は、本決算委員会で我が党が指摘したように、歳出での総務費や民生費などで大幅な不用額をつくり、市民サービスの抑制と職員給与の大幅削減が行われております。また、企業会計や基金からの借入れが主要な内容となっており、22年度決算が黒字といっても大きな課題が残ります。中小零細企業への支援や国保料の引下げなど、直接市民生活を応援することで地域経済の活性化と雇用の拡大を進めていくという、限られた財源の中でも、こうした政策を実現することが必要です。

議案第 9 号国民健康保険事業特別会計決算認定では、21年度末の収支不足額約 2 億 9,000 万円を解消し、約 7,000 万円の余剰金を生じています。13年度 33 億 8,700 万円の累積赤字を 9 年間で解消したことになります。

この間、市民は医療や介護、後期高齢者支援分のほかに累積赤字分を含めた高い国保料を課せられてきました。平成 22 年度は、国保料の限度額を 5 万円引き上げたため、最高限度額に達する市民所得がさらに低くなっています。高い国保料を課して累積赤字を解消し、保険料が払いきれない世帯に資格証明書や短期保険証を発行してきた国保事業は認定できません。

議案第 12 号住宅事業特別会計決算認定は、市営住宅の管理を民間企業に委託していること、そして議案第 13 号簡易水道事業特別会計決算認定では、水道料金徴収を民間委託して地元企業の排除をしており、住宅事業特別会計同様に個人情報保護の観点からも重大な問題を含んでおり、認定できません。

議案第 16 号後期高齢者医療事業特別会計決算認定は、75 歳以上の高齢者を対象に差別医療を導入し、高齢者の医療費削減を目的にしており、認定できません。

議案第 18 号小樽市病院事業決算認定は、新市立病院建設で基本設計を株式会社久米設計と随意契約をしておりますが、建設場所も建設規模も変わっていたわけですから、公募型プロポーザル方式にすべきでした。

ほかの議案については、消費税転嫁受益者負担のため、不認定といたします。

詳しくは本議会で述べることとして、討論を終わらせていただきます。

#### ○成田（祐）委員

議案第 5 号、第 18 号及び第 20 号について不認定の討論をいたします。

詳しくは本会議でやりますが、再三申し上げておりますとおり、病院事業会計に対する一般会計からの繰入れが非常に大きなものになっています。基準内の繰入れであれば当然ながら認められるものですが、基準外の繰入れであること、そして改革プランが計画どおりに進行していないこと、その金額があまりに大きいこと、以上の 3 点を申し上げまして、今回この決算については不認定としたいと思います。

また、下水道事業決算については一般会計への繰出しがありますが、これに病院とは何も書いてありませんが、金額的な多さからして、これは病院の会計のほうに回したと思わざるを得ないような金額であることは間違いないと思われます。これは山田前市長での政策で行われた今回の決算認定ですから、今回市長に就任された中松市長には、しっかりと次の決算において結果を出せるよう、また病院事業会計につきましては、実施できないのであれば、計画変更、改革プランの変更等を早急に行い、しっかりと計画に基づいた決算になるように修正していただきたいということを申し上げまして、討論とさせていただきます。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 5 号、第 18 号及び第 20 号について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 6 号ないし第16号、第19号及び第21号について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第17号について採決いたします。

認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

本特別委員会の閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員会の役目を全うすることができました。これもひとえに副委員長はじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様方の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、閉会に当たっての委員長としてのあいさつとさせていただきます。皆様方には大変長い間ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。